

行政改革の実施状況

(「行政改革の重要方針」、
「今後の行政改革の方針」及び「行政改革大綱」のフォローアップ)

平成18年3月31日

行政改革推進本部報告

概況

1 趣旨

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）及び「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）については、毎年度その実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表することとされている。このため、行政改革の現在の実施状況を平成 18 年 3 月 31 日時点で今回のフォローアップとして取りまとめた。

2 フォローアップ結果の概況

「行政改革の重要方針」については、同重要方針に定める政策金融改革、独立行政法人の見直し等、特別会計改革、総人件費改革、政府資産・債務改革などを着実に実施するため、その内容を盛り込んだ「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」が国会に提出されたところである。また、平成 18 年通常国会に提出することとされている法律案については、すべて提出されているところである。

「今後の行政改革の方針」については、行政立法手続について、「行政手続法の一部を改正する法律」が制定されるとともに新たな地方行革の指針が策定されたほか、それ以外の事項についても、特殊法人等改革、行政効率化の推進、規制改革、構造改革特区、電子政府の推進などを着実に実施中である。

「行政改革大綱」については、同大綱が定めた措置は、ほぼ実施済みとなっている。

このように、全体として改革が着実に進展している状況にある。今後とも、上記の改革を更に推進し加速するとともに、残された課題の検討を進めることとしている。

※ フォローアップ結果を読む際の注意等

- ・「事項」欄には、「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」及び「行政改革大綱」に掲げる行政改革課題等を、「行政改革の重要方針」の構成を基本としつつ、整理して記載した。また、同欄の「推進官庁」には、当該事項を全体として推進している官庁を記載した（事項の細目については、別途の所管制度官庁がある場合もある。）。
- ・「概要」欄には、「事項」欄の行政改革課題等に対応する「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」及び「行政改革大綱」に定める関係措置の要約を記載した。
- ・「区分」欄には、「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」及び「行政改革大綱」の別等（「行政改革の重要方針」＝「重要」、「今後の行政改革の方針」＝「方針」、「行政改革大綱」＝「大綱」）を記載した。
- ・「これまでに講じた措置」欄及び「今後講ずることとしている措置」欄には、それぞれ「概要」欄の各措置の実施状況等を記載した（実施状況が、「概要」欄の複数の措置に対応する場合は、点線で区切って記載）。また、「これまでに講じた措置」欄には、「行政改革の重要方針」については、閣議決定以降の措置状況を、「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」については、平成 17 年度中の実施状況を中心に閣議決定以降の措置状況を記載した（ただし、閣議決定以前から府省申合せ等により推進している事項を閣議決定事項に発展させたものについては、便宜のため、閣議決定以前の措置状況についても一部記載した。）。さらに、「今後講ずることとしている措置」については、本フォローアップ後に講ずることとしている措置を記載した。

行政改革の実施状況

(「行政改革の重要方針」、「今後の行政改革の方針」及び「行政改革大綱」のフォローアップ)

目次

I 特殊法人等改革

1 特殊法人等整理合理化計画	1
(1) 総論	1
(2) 特殊法人等整理合理化計画における措置に取組中の特殊会社	2
2 財政負担、財政投融资	2
3 政策金融改革	3
(1) 基本原則	3
(2) 新組織の在り方	4
ア 政策金融から撤退する機能に係る組織	4
イ 政策金融として残す機能に係る組織	4
ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等	5
(3) その他留意事項	5
(4) 新組織移行への工程等	5
4 公営競技関係法人及び総合研究開発機構の事業・組織形態の見直し	6
(1) 公営競技関係法人	6
(2) 総合研究開発機構	8
5 その他	8

II 独立行政法人等の組織・業務全般の見直し等

1 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等	10
(1) 総論	10
(2) 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人	11
(3) 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し	15
(4) 平成18年度における見直し	16
2 行政代行法人等の見直し	16

III 特別会計改革等

1 特別会計改革	22
(1) 特別会計改革の方向性	22
(2) 特別会計改革の具体的方針	22

(3) 各個別の特別会計の見直し	23
2 公会計の見直し	26

IV 総人件費改革等

1 総人件費改革の実行計画	28
(1) 公務員の定員の純減目標	28
ア 国家公務員の純減目標	28
(7) 国の行政機関の定員	28
(a) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理	30
(b) 包括的・抜本的な民間委託等	31
(c) 非公務員型独立行政法人等	31
(d) 地方支分部局等の事務・事業の抜本の見直し	31
(e) 情報通信技術の活用	41
(4) 自衛官・特別の機関の職員	42
(7) 独立行政法人の非公務員化	42
イ 地方公務員の純減目標	42
ウ 純減目標達成のための制度の見直し等	43
エ 目標の適切な見直し	43
(2) 給与制度改革等	43
ア 国家公務員給与	44
イ 地方公務員給与	44
ウ 一般職以外の公務員	45
エ 国会・裁判所等の公務員	45
(3) その他の公的部門の見直し	45
ア 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人	45
イ 特殊法人及び認可法人	45
ウ 公益法人等	46
エ 地方公社等	46
(4) フォローアップ	46
2 公務員制度改革の推進	47
(1) 総論	47
(2) 適切な退職管理	47

(3) 人事評価	48	3 経過措置等	65
(4) 公務部門の人材の確保・人材の活性化等	48	4 地方公益法人に係る措置	66
V 政府資産・債務改革		X 行政効率化	
1 総論	51	1 関係府省に共通する主要な取組	67
2 政府の資産・債務規模の縮減	52	(1) 公用車の効率化	67
3 資産・債務管理の課題	52	(2) 公共調達の効率化	67
4 早急に対応すべき課題	53	ア 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進	67
5 国民への説明責任	54	イ 総合評価落札方式の推進	68
6 地方における取組	54	ウ 適切な競争参加資格の設定等	68
VI 社会保険庁改革		エ 民間の技術力の活用	68
1 基本的な考え方	55	オ 予定価格の適正な設定	68
2 公的年金の運営主体について	55	カ 随意契約の適正な運用等	69
3 政管健保の運営主体について	55	キ 落札率1事案への対応等	69
4 改革の継続的な推進	56	ク 国庫債務負担行為の活用	69
5 年金福祉施設等について	56	ケ その他	70
VII 規制改革・民間開放の推進等		(3) 公共事業のコスト縮減	70
1 規制改革・民間開放の推進	57	(4) 電子政府関係の効率化	71
(1) 総論	57	ア 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化	71
(2) 「市場化テスト」の本格的導入	57	イ 国家公務員給与の全額振込化	72
(3) 官業の民間開放の推進	57	(5) アウトソーシング	72
(4) 主要分野の規制改革の推進	57	(6) IP電話の導入	72
(5) 規制の評価・見直しの推進	58	(7) 統計調査の合理化	73
(6) その他	58	(8) 国民との定期的な連絡に関する効率化	74
2 構造改革特区の推進	60	(9) 出張旅費の効率化	75
VIII 政策評価の改善・充実		(10) 交際費等の効率化	75
.....	62	2 フォローアップ等	75
IX 公益法人制度改革		X I 電子政府・電子自治体の推進	
1 公益法人制度の抜本的改革	64	1 電子政府の推進	77
2 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革	64	(1) 国民の利便性・サービスの向上	77
(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し	64	(2) 業務・システムの最適化(効率化・合理化)	79
(2) 財政負担の縮減・合理化	64	2 電子自治体の推進	80
(3) 措置期限	65	3 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進	81
		4 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進	82
		X II 地方分権	
		1 市町村合併の推進	83

2	地方行革の推進全般	83
3	国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保	84
4	国庫補助負担金の整理合理化	85
5	第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革	86
6	国と地方との人事交流	89
7	地方公務員の人事制度	89

XIII その他の改革

1	行政立法手続	90
2	中央省庁等改革の的確な実施	90
(1)	総論	90
(2)	組織統合に伴う運営・施策の融合化	90
(3)	新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減	99
(4)	郵政事業	99
(5)	実施庁	100
(6)	独立行政法人への移行	102

(7)	PFIの推進	103
(8)	民間と競合する公的施設の改革	103

XIV 改革の推進

1	「行政改革推進法案（仮称）」の策定	106
2	推進体制の整備	106
3	「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」の開催	106
4	その他	106

(参考資料)

行政改革の重要方針	111
今後の行政改革の方針	129
行政改革大綱	145

I 特殊法人等改革

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 特殊法人等整理合理化計画 [推進官庁] ・内閣官房</p> <p>(1) 総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。 推進体制を整備した上で、平成13年度中に、「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 	<p>方針 1(3)</p> <p>大綱 1-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等改革については、「行政改革大綱」及び平成13年6月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき、同年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定 これまでに、特殊法人等改革推進本部の下、各法人所管府省が「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進めており、既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け136法人の組織形態について法制上の措置その他必要な措置を講じたところ。その結果、一般会計及び特別会計合わせて、上記計画策定後の平成14年度予算から5年間で実質的に財政支出を約1.8兆円削減 「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進めるに当たり、その進捗よく状況を監視するため、平成14年6月に特殊法人等改革推進本部の下に内閣総理大臣が任命した民間有識者9名から成る参与会議が設置され、「特殊法人等整理合理化計画」のフォローアップに当たっており、これまで、49回にわたり審議。この参与会議の意見も踏まえ、同年10月18日には「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を、同年12月17日には「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を、特殊法人等改革推進本部決定 平成16年度までに特殊法人等から移行した44の独立行政法人については、参与会議の場等を通じ、中期目標等が定量的かつ具体的なものとなるよう監視し、一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を含む意欲的な中期目標等を策定（例えば、一般管理費について平均約13%の削減・効率化、事業費について平均約10%の削減・効率化など） 	<ul style="list-style-type: none"> 組織形態について未措置の法人について法改正等の所要の措置を講じる等、「行政改革の重要方針」に沿って、引き続き特殊法人等改革を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年以降、累次の閣議決定の指摘事項等について、平成12年中にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、今後引き続き検討を進め、所要の措置を講ずる。 	<p>大綱 1-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年以降の累次の閣議決定に記載された特殊法人等に関する指摘事項等については、各法人の所管府省から報告があったものを総務省行政管理局において「特殊法人等に関する閣議決定等の実施状況に関するフォローアップ結果」として取りまとめ、平成13年1月に公表 このフォローアップ結果においては、財務公開、役職員数の削減等多くの指摘事項が着実に実施されていることが示され、また、未措置となっていた事項(帝都高速度交通営団の民営化等)についても、「特殊法人等整理合理化計画」の策定の過程で検討。同計画に基づき、163の特殊法人等のうち、これまでに136法人について廃止、民営化や事業の徹底した見直しを行った上で独立行政法人化するなどの法令上の措置その他必要な措置を 	<ul style="list-style-type: none"> 組織形態について未措置の法人について法改正等の所要の措置を講じる等、「行政改革の重要方針」に沿って、引き続き特殊法人等改革を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の業務について、一層のコスト削減に努める。 	大綱 1-1(1)	<p>講じたところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の業務の合理化、効率化等によるコスト削減については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、事後評価結果を踏まえた業務の限定、業務量の縮減、他法人で実施している同種業務との統合等の所要の措置を講じたところ（一部の未措置の法人を除く） 平成16年度までに特殊法人等から移行した44の独立行政法人については、参与会議の場等を通じ、中期目標等が定量的かつ具体的なものとなるよう監視し、一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を含む意欲的な中期目標等を策定（例えば、一般管理費について平均約13%の削減・効率化、事業費について平均約10%の削減・効率化など） 	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」に沿って、引き続き特殊法人等改革を推進 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人は、平成18年度以降初めて中期目標期間の終了時を迎えることから、国の政策の必要性までさかのぼった厳格な見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る
(2) 特殊法人等整理合理化計画における措置に取組中の特殊会社	<ul style="list-style-type: none"> 関西国際空港株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社については、それぞれの法人について講ずべき措置が特殊法人等整理合理化計画で決定されている。 各法人とも、取組を継続し、措置の早期完了を図る。なお、行政改革推進本部は各法人の取組の推進状況をフォローアップする。 	重要 2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況等は「行政改革の重要方針」別表4参照 	<ul style="list-style-type: none"> 各法人とも取組を推進し、措置の早期完了を図る。なお、行政改革推進事務局はその推進状況をフォローアップ
2 財政負担、財政投融資 [推進官庁] ・財務省	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等、特殊法人等から移行した独立行政法人について、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出の縮減を図る。 平成13年度予算編成過程において、特殊法人等に対する補助金等について、社会的意義が低下している事業の廃止等、事業そのものの見直しを徹底し、整理合理化を図る。また、特殊法人等に対する補助金等の状況を、予算編成後公表する。 特殊法人等の事業及び組織形態の見直し、経営評価・情報公開システムの整備等を通じ、補助金等の整理合理化を推進する。 平成13年度の財政投融資計画の編成に当たっては、財政投融資の縮減・重点化、財投機関債発行機関の拡充、政策コスト分析の充実・公表を行う。 平成14年度以降にあっても、同様の観点から引き続き財政投融資の不断の見直しを進める。 	方針 1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、組織形態・事業の徹底した見直しを実施。その結果、一般会計及び特別会計合わせて、上記計画策定後の平成14年度予算から5年間で実質的に財政支出を約1.8兆円削減 平成18年度財政投融資計画の編成に当たっては、引き続き、以下の観点から財政投融資の見直しを推進 (ア) 財政投融資の縮減・重点化 平成18年度の財政投融資計画編成においては、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、引き続き対象事業の重点化・効率化に努めたところ。この結果、平成18年度計画の規模は、対前年度比12.5%減の15兆46億円となって 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度予算以降においても、「行政改革の重要方針」を踏まえつつ、特殊法人等向け財政支出の縮減を図る 今後とも民業補完性、償還確実性等の観点から、引き続き、財政投融資の対象分野・事業の不断の見直しを推進 政策コスト分析については、平成18年度財政投融資対象機関について、引き続き、財政投融資対象事業に係る将来の政策コストに関するディスクロージャ

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>おり、ピーク時(平成8年度40.2兆円)の4割を切る水準まで抑制</p> <p>また、同編成において、平成17年度編成において行った財投改革の総点検のフォローアップを行い、財投計画の量的縮減、ディスクロージャーの進展を確認し、各事業の財務の健全性等の確認を改めて実施</p> <p>(イ)財投機関債発行機関の拡充 財投機関債については、平成18年度において、総額5兆9,981億円を24機関が発行。この結果、平成17年度に引き続き、一定の財投規模を有するすべての財投機関が財投機関債の発行を行う見込み</p> <p>(ウ)政策コスト分析の充実・公表 平成17年度においては、引き続き、財政投融资対象の全法人等26機関が分析結果を公表。また、政策コスト分析の総合的な評価に資するため、各機関が試算している社会・経済的便益を紹介</p>	一を実施
<p>3 政策金融改革 [推進官庁] ・内閣官房</p> <p>(1) 基本原則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退 <ul style="list-style-type: none"> ① 中小零細企業・個人の資金調達支援 ② 国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融 ③ 円借款 ・「小さくて効率的な政府」実現に向け、政策金融を半減 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸出残高対GDP比半減を平成20年度中に実現する ② 新たな財政負担を行わない ③ 市場化テスト、評価・監視機関の設置により再編後も継続的な縮小努力を行う ④ 民営化する機関は完全民営化を目指す ・民間金融機関も活用した危機（金融危機、国際通貨危機、大災害・テロ、疾病等）対応体制を整備 ・効率的な政策金融機関経営を追求 <ul style="list-style-type: none"> ① 部分保証、証券化、間接融資等を通じた民間金融機関の補完 ② 政策金融機関のトップマネジメントへの天下りの速やかな廃止 ③ 統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化 	<p>重要 1(1)</p> <p>重要 1(1)</p> <p>重要 1(1)</p> <p>重要 1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（以下「行政改革推進法案」という）に政策金融改革の基本方針を盛り込むとともに、当該改革に関する詳細な制度設計の作業が円滑かつ着実に実施するよう、平成18年3月に論点整理を行ったところ 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策金融改革推進本部において、政策金融改革を推進 ・「行政改革の重要方針」に沿って、詳細な制度設計に取り組み、行政改革推進法案の成立後速やかに政策金融改革推進本部で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期について結論を得る。成立した行政改革推進法案に基づき、同関連法案の作成作業を開始 ・上記の過程で、必要に応じて経済財政諮問会議に報告

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>(2) 新組織の在り方</p> <p>ア 政策金融から撤退する機能に係る組織</p> <p>イ 政策金融として残す機能に係る組織</p>	<p><現行日本政策投資銀行></p> <ul style="list-style-type: none"> 新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能がそろっていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。自立のために最低限の移行措置を講ずる。 <p>(注) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。</p> <p><現行商工組合中央金庫></p> <ul style="list-style-type: none"> 所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化する。財務基盤整備等のため最低限の移行措置を講ずる。 <p>(注) 日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の民営化に当たっての移行期間については、市場の動向を踏まえつつ、概ね5年から7年を目途とする。</p> <p><現行公営企業金融公庫></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。 <p>一つの政策金融機関に統合することを基本とし、以下の機関を統合する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民生活金融公庫（教育貸付は縮減） 中小企業金融公庫（一般貸付を除く） 農林漁業金融公庫（大企業向け等の食品産業貸付を除く） 沖縄振興開発金融公庫（本土公庫見合いで廃止する貸付を除く） 国際協力銀行（貿易投資金融を除く） <p>国際協力銀行については、内閣官房長官の下に開催することとした有識者からなる「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と本重要方針を総合して、「行政改革推進法案（仮称）」に盛り込むよう、その統合の具体的内容を決定する。</p> <p>沖縄振興開発金融公庫については、現行「沖縄振興計画」の最終年次である平成23年度までは、公庫として残す。それ以降は、沖縄振興策と一体となって、自己完結的機能を残しつつ、統合する。</p>	<p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p> <p>重要¹⁽³⁾</p>	<p>同上</p> <p>平成18年2月28日に取りまとめられた「海外経済協力に関する検討会」の検討結果と「行政改革の重要方針」を総合して、国際協力銀行に関する所要の規定を盛り込んだ「行政改革推進法案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>ウ 政策金融として残す機能を担う機関の組織形態、組織設計の方針等</p> <p>(3) その他留意事項</p> <p>(4) 新組織移行への工程等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊会社又は独立行政法人に準じた法人とする。 ・ 現機関のノウハウなどもいかしつつ、借り手側の視点に立った効率的な組織形態となるよう努める。 ・ 組織の具体的な設計に当たっては、経営責任の明確化、業務内容の情報の開示など説明責任の徹底により強固なガバナンスを確立するとともに、専門性の活用・強化のための仕組みについて検討を行う。その際、専門の窓口設置、人材育成など専門性の活用・強化に取り組む。 ・ 民間金融機関も活用した危機対応体制の整備のため、具体的な制度の検討を行う。その際、危機発生時に政策金融機能を迅速に拡充し、民営化された会社を含め関係金融機関に対してセーフティネットの一時的拡充を行わせることができるよう、所要の手續・基準を設定するとともに、内閣総理大臣主導の政治的決断を迅速に実行する仕組みを整備すべく、所要の検討を行う。 ・ 政策金融の実施に当たっては、部分保証、証券化、間接融資等の手法をできるだけ活用する。 ・ 組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。 ・ 政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。 ・ 当面政策金融に必要な機能についても、評価監視機関の設置等により、市場化テスト等を活用して将来的には見直す体制を整備する。 ・ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても、所管府省で見直しを行い、平成18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標期間終了時の見直しの仕組みの中で、平成18年度に見直し期限の到来する法人に加え、平成19、20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。 ・ 政策金融改革推進本部において、政策金融改革を進める。 ・ 本重要方針に沿って、詳細な制度設計に取り組み、「行政改革推進法案（仮称）」の成立後速やかに本部 	<p>重要 1(3)</p> <p>重要 1(3)</p> <p>重要 1(3)</p> <p>重要 1(3)</p> <p>重要 1(3)</p> <p>重要 1(4)</p> <p>重要 1(4)</p> <p>重要 1(4)</p> <p>重要 1(4)</p> <p>重要 1(4)</p> <p>重要 1(5)</p> <p>重要 1(5)</p>	<p>同上</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>で成案を得るとともに、政策金融改革関連法案の国会提出時期についての結論を得る。成立した「行政改革推進法案（仮称）」及び詳細な制度設計に基づき、同関連法案の作成作業を開始する。</p> <p>・上記の過程で、必要に応じ経済財政諮問会議に報告を行う。</p>	重要 1(5)	同上	
<p>4 公営競技関係法人及び総合研究開発機構の事業・組織形態の見直し [推進官庁] ・内閣官房</p> <p>(1) 公営競技関係法人</p>	<p>・日本中央競馬会</p> <p>① 当事業の透明性向上のためにこれまで講じている外部有識者委員会による助成事業の選定・評価、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定の準用等に加え、助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。</p> <p>② 国の畜産関係補助金との役割分担を明確化する。</p> <p>③ 競争性のある契約のうち競馬の公正・中立性の確保上支障のない契約については、そのすべての契約を、平成22年までのできる限り早い時期に競争入札に移行させる。</p> <p>④ 子会社・関係会社の組織・事業の再編・統廃合を実施する。</p> <p>⑤ 入札結果・経営内容等の情報開示を一層進める。</p> <p>⑥ 外部監査を導入する。</p> <p>⑦ 現行の組織形態（特殊法人）を継続する。</p> <p>⑧ 組織運営について、一層の効率化を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>a 競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において主務大臣の関与・規制の緩和。</p> <p>b 内部組織として学識経験者等で構成される中立性を有する機関の設置。</p> <p>c 当該機関による定量的な経営目標の設定及び業績評価の実施。</p> <p>d 当該経営目標の公表及び当該業績評価の結果の公表。</p> <p>e 経営不調時における役員解任規定の導入。</p> <p>・地方競馬全国協会</p>	重要 別表2	<p>・「行政改革の重要方針」を実現するために必要な措置について、関係者との調整等を含め、農林水産省において検討中</p>	<p>・左記の検討等を踏まえ、必要な事項について競馬法・日本中央競馬会法を改正する法律案を遅くとも平成19年通常国会までに提出する等、所要の措置を講ずる予定</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ① 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。 ② 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ③ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 ④ 地方競馬の開催日程・番組編成の調整、競走の実施の受託事務、共同利用施設の整備等の地方競馬の事業の改善に資する事業を新たに実施する。 ⑤ 交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。 ⑥ 外部監査を導入する。 ⑦ 地方共同法人とする。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本自転車振興会、日本小型自動車振興会 ① 内部組織として外部有識者から構成される委員会を設け、当該委員会が助成事業の選定及び評価を実施する仕組みを導入する。 ② 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ③ 外部監査を強化する。 ④ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 ⑤ 交付金納付猶予制度の利用の円滑化のための措置を講ずる。 ⑥ 競技施行者の経営状況及びその改善努力等を踏まえ、交付金制度について検討し、所要の法律案の国会提出時まで結論を得る。 ⑦ 組織の効率化、企画力の向上等を図る観点から、両法人が実施している事業については、競輪事業及びオートレース事業の状況を踏まえつつ、指定を受けた一つの公益法人が承継することを基本とする。その際、両事業に係る経理を厳格に区分する。 ⑧ 競技施行者である地方自治体関係者を当該公益法人の評議員会等の構成員とすることにより、当該公益法人の運営に地方自治体が参画するものとする。 	重要別表2	<ul style="list-style-type: none"> ・日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の助成金交付事業、交付金制度、組織について、「行政改革の重要方針」を踏まえた改革案を、両振興会及び産業構造審議会・車両競技活性化小委員会において検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の検討等を踏まえ、必要な事項について自転車競技法・小型自動車競走法を改正する法律案を遅くとも平成19年通常国会までに提出する等、所要の措置を講ずる予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本船舶振興会 ① 事業評価を実施し、当該評価結果の評議員会への報告を経て、その結果を助成事業に反映する仕組みを導入する。 	重要別表2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年2月、国土交通省において有識者による検討委員会を設立し、検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の検討等を踏まえ、必要な事項についてモーターボート競走法を改正する法律案を遅くとも平成19年通常国会までに提出する等、所要の措置を講ず

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ② 助成事業のうち、モデル事業を選定し、当該事業については、上記事業評価に加え、専門の民間会社による評価を実施する。 ③ 助成事業の評価結果を全面的に公表する仕組みを導入する。 ④ 外部監査を強化する。 ⑤ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を準用し、助成金の不正な使用の防止等の仕組みを導入する。 ⑥ 競技施行者の経営状況及びその改善努力等を踏まえ、交付金制度の在り方について検討し、所要の法律案の国会提出時まで結論を得る。 ⑦ 現行の組織形態（財団法人）を継続する。 ⑧ モーターボート競走法以外の国の規制については、公営競技関係法人を取り巻く状況等を踏まえ、適切に対応する。 			<p>る予定</p>
(2) 総合研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ① 国・地域にとって中長期的に重要となる公益性・政策性の高い業際の・先駆的課題の研究に特化する。 ② 内部組織として学識経験者等で構成される委員会を設け、研究計画の審査や研究成果の評価を実施し、評価等を公表する。 ③ 財団法人とする（公益法人制度の抜本的改革を踏まえ、所要の見直しを行う。）。 ④ 国の出資金を無利子貸付金に振り替え、一定期間後、割賦償還させる。 	重要別表3	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革の重要方針」を実現するために必要な措置について、関係者との調整等を含め、総合研究開発機構及び内閣府において検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の検討等を踏まえ、必要な事項について所要の法律案を遅くとも平成19年の通常国会までに提出する等、所要の措置を講ずる予定
5 その他 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の事業、業務運営等について所要の評価を実施し、その結果等を公表する。 	大綱 I-1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省が策定する「行政評価等プログラム」に基づき、一定の課題毎に統一的な評価及び調査を行い、関係府省に対して通知・公表を実施 ・特殊法人等の事業のうち、外部評価等特に適切な評価を行いその結果等を公表することが求められる事業については、「特殊法人等整理合理化計画」において、法人別に明示しており、これを受け、評価手法・体制や評価結果の事業への反映方法等の検討、外部有識者による第三者評価の導入等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊法人等整理合理化計画」において、外部評価等の実施を指摘された事項について、引き続き具体化
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の役職員の給与・退職金について、平成13年度に所要の調整を行うとともに、各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。 ・特殊法人等の役職員の定数・定員について、その縮減を図る。 ・特殊法人役員人事に関する累次の閣議決定を厳正に遵守するとともに、特殊法人等相互間の「わたり」につ 	大綱 I-1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊法人等整理合理化計画」及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）で所要の措置を講ずるべき旨を定め、その具体的内容として、 ①平成14年度より特殊法人等の役員の給与を1割程度削減し、退職金支給率を引き下げる(36/100→28/100)こと等を定めた「特殊法人等役員の給与・退職金等について」（平成14年3月15日閣議決定）を同年4月から実施するとともに、特殊法 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>いても、厳に抑制するなど所要の措置を講ずる。</p>		<p>人等の役員の給与・退職金の支給基準を公表</p> <p>②「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）において、退職金支給率を更に引き下げる（28/100→12.5/100）とともに、法人の運営実績に基づき0.0～2.0の範囲内で独立行政法人評価委員会等が定める業績勘案率を反映する仕組みを導入。この結果、役員退職金の水準は業績勘案率が1.0の場合、平成14年3月以前と比べて約3分の1に引下げ</p> <p>③特殊法人等の廃止に伴い平成17年度までに発足した独立行政法人（45法人）の役員数について、法定数で約40%の削減（常勤数で約28%の削減）</p> <p>④各法人において、役員に就いている退職公務員等の状況及び法人の子会社等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表</p> <p>⑤独立行政法人の長について、閣議人事検討会議・閣議口頭了解の対象化、特殊法人の長について、閣議人事検討会議の対象化。また、特殊法人及び独立行政法人の役員人事について、1)法人の長について事務次官等のポストからの任用を固定化させない、2)法人の長及び役員について官民の出身者をいずれかに偏ることなくバランスよく適材適所で登用する、3)内部登用を進めるといった方針を定め、具体的には、①法人の長については、全法人を通じ、公務員OBを半数以下、②常勤役員については、公務員OBを半数以下、とすることを目標</p> <p>⑥「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）を受け、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について（ガイドライン）」に基づき、各独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を公表</p>	

II 独立行政法人等の組織・業務全般の見直し等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等 [推進官庁] ・総務省</p> <p>(1) 総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。 国家公務員以外が業務を担う場合の問題点を説明できない場合、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。 	<p>方針¹⁽²⁾</p> <p>方針¹⁽²⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、平成15年度には独立行政法人教員研修センターについて、平成16、17年度には、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人国立公文書館等56法人について見直しを実施し、①56法人を42法人に整理・統合、②56法人のうち公務員型51法人について役職員の身分を見直し、44法人(職員約12,000人)を非公務員化、③個別の事務・事業の廃止・重点化等による合理化、などの見直し内容を行政改革推進本部の議を経て主務大臣が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度以降に中期目標期間が終了する法人の見直しについても、引き続き着実に実施
	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち32法人について、 <ul style="list-style-type: none"> ①消防研究所及び農業者大学の廃止 ②次に掲げる各法人の統合 <ul style="list-style-type: none"> a 国立青年の家、国立少年自然の家及び国立オリンピック記念青少年総合センター b 産業安全研究所及び産業医学総合研究所 c 農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所及び食品総合研究所 d 水産総合研究センター及びさけ・ます資源管理センター e 土木研究所及び北海道開発土木研究所 f 海技大学校及び海員学校 ③研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化 <p>をはじめとする見直し内容に沿った措置を着実に実施する。</p>	<p>方針¹⁽²⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、平成15年度には独立行政法人教員研修センターについて、平成16年度には独立行政法人国立公文書館等32法人(平成17年度末までに中期目標期間が終了する29法人を含む)について、見直し内容を行政改革推進本部の議を経て主務大臣が決定 産業技術総合研究所について、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行することを内容とする法律改正について平成16年通常国会(第159回)において成立(平成17年4月1日施行) 消防研究所の解散、国立青年の家、国立少年自然の家及び国立オリンピック記念青少年総合センターの統合等、情報通信研究機構等についての特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行すること等を内容とする9法律案が平成18年通常国会(第164回)において成立(平成18年4月1日施行予定) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 新中期目標は、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、できる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とし、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。 	<p>方針¹⁽²⁾</p>	<p><平成15年度末に中期目標期間が終了する法人></p> <ul style="list-style-type: none"> 教員研修センターは、平成16年度から始まる中期目標期間中、一般管理費については毎年度3.4%以上、事業費については8%以上の削減効率化 <p><平成16年度末に中期目標期間が終了する法人></p> <ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館は、平成17年度から始まる中期目標期間中、経費総額について、平成21年度において、平成16年度の実績と比較して7%以上の削減 日本貿易保険は、平成17年度から始まる中期目標期間中、業務費(人件費を含む)については、段階的に削減し、平成20年度 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>において、平成16年度の実績と比較して10%以上の削減効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業技術総合研究所は、平成17年度から始まる中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費については、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減、一般管理費を除いた業務経費については、毎年度、平均で前年度比1%以上の効率化 <p><平成17年度末に中期目標期間が終了する法人></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末に中期目標期間が終了する56法人の平成18年度から始まる中期目標において、一般管理費・業務費について厳しくかつ具体的な効率化目標を設定 	
(2) 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金の透明性を向上させ、説明責任を確保する。 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得る24法人について、組織・業務全般の見直しについて、平成17年中に更に検討を進め、結論を得る。 平成17年度末に中期目標期間が終了する24法人について、「平成17年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」に沿った措置を講ずる。 これらの法人の新たな中期目標については、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すことにより、一層効率的な業務運営を目指す。 <p><内閣府></p> <ul style="list-style-type: none"> 駐留軍等労働者労務管理機構 ① 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・ 	<p>方針 1(2)</p> <p>重要 2(1)</p> <p>重要 2(1)</p> <p>重要 別表1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準研究会」（総務省開催）と「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会」（財務省設置）による共同ワーキング・チームにおいて検討を行い、平成17年8月に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aを改訂し、①収益化した運営費交付金の使途の内訳及び②運営費交付金債務残高の発生理由及び収益化等の計画について記載 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち、平成16年度に前倒して見直しの結論を得た法人を除く24法人について、「独立行政法人に関する有識者会議」（平成18年1月23日に「行政減量・効率化有識者会議」に改組）の指摘事項や政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」も踏まえて、業務・組織全般の見直しについて検討。①24法人を20法人に整理・統合、②24法人のうち公務員型23法人について役職員の身分を見直し、19法人（職員数約3,700人）を非公務員化、③個別の事務・事業の廃止・重点化等による合理化、などの見直し内容を政府行革推進本部の議を経て主務大臣が決定 見直しの結果、法人の統廃合や役職員の身分の非公務員化等法律改正が必要な事項については、所要の法案を平成18年通常国会（第164回）に提出（平成17年度の見直しにより統合が決定された法人を除く） 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標について、できる限り定量的・具体的に定めるとともに、特に業務運営の効率化については、厳格かつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 見直し内容を反映した新中期目標・中期計画を策定 平成17年度の見直しにより統合が決定された法人について、統合する（平成19年4月1日施行予定）ための所要の法案を平成19年通常国会までに提出する方向で作業 左記①については、以下の見直しにより、前期中期目標期間の期末（平成17年度末）の人員数に対して、中期目標

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>統廃合 ② 組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減</p>			<p>期間の期末（平成22年度末）までに20%の人員削減を実施。 ①本部については、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図り、前期中期目標期間の期末（平成17年度末）の人員数に対して、中期目標期間の期末（平成22年度末）までに機構全体の削減率を上回る人員削減を実施 ②支部については、組織のスリム化及び一部の支部の統廃合を実施 ・左記②については、人件費（退職手当を除く）を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度（平成17年度）を基準として、中期目標期間の最終年度（平成22年度）までに15%縮減</p>
	<p><総務省> ・情報通信研究機構 ① 非公務員化 ② 本部の統合、地方拠点の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減 ③ 研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化</p>	重要別表1	<p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、第163回国会に「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」（特定独立行政法人以外の独立行政法人にするための法案）を提出し、平成18年通常国会（第164回）国会において成立（平成18年4月1日施行予定） ・左記②については、平成18年度から始まる第2期中期目標期間に係る中期目標として、2本部制の廃止、地方拠点の見直し、管理部門の効率化と共に、一般管理費、事業費、人件費の効率化目標を機構に指示し、当該内容を盛り込んだ次期中期計画を策定 ・左記③については、機構が行う研究開発については、「新世代ネットワーク技術」等の3領域に重点化することを指示し、当該内容を盛り込んだ次期中期計画を策定</p>	<p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p>
	<p><財務省> ・酒類総合研究所 ① 非公務員化 ② 民間資金を導入することが適当な研究課題の民間機関との共同実施の推進 ③ 鑑評会の業界団体との共催等による実施</p>	重要別表1	<p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） ・左記②及び③については、当該内容を盛り込んだ次期中期目標・中期計画を策定</p>	<p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p>
	<p><文部科学省> ・国立特殊教育総合研究所 ① 非公務員化 ② 特殊教育に関する研究をナショナルセンターとして求められる研究に重点化 ③ 長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研</p>	重要別表1	<p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） ・左記②及び③については、「「独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に</p>	<p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>修・講習会の廃止</p> <hr/> <p>・国立国語研究所 ① 非公務員化 ② 国語研究事業を基幹的調査研究と喫緊課題対応型調査研究に再編・整理 ③ 日本語教育事業を国語研究の成果等を活用したものに再編・整理</p> <hr/> <p>・国立美術館 ① 非公務員化 ② 調査研究事業をコレクションの形成、展覧会の実施等に関するものに特化 ③ 研修事業の内容を高度で専門的な内容に特化・重点化</p> <hr/> <p>・国立博物館、文化財研究所 ① 統合 ② 非公務員化 ③ 2法人の事務・事業の一体的実施 ④ 地方への鑑賞機会の提供を地方巡回展から文化財貸与に重点化</p> <hr/> <p><厚生労働省> ・国立健康・栄養研究所 ① 非公務員化 ② 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究」などに特化・重点化 ③ 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減</p>	<p>重要別表1</p> <hr/> <p>重要別表1</p> <hr/> <p>重要別表1</p> <hr/> <p>重要別表1</p>	<p>おける指摘事項を踏まえた見直し案」及びこれを踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p> <p>・左記②及び③については、「「独立行政法人国立国語研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」及びこれを踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分の非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p> <p>・左記②及び③については、「「独立行政法人国立美術館の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」及びこれを踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記②については、役職員の身分の非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p> <p>・左記③及び④については、「「独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」及びこれを踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p> <p>・左記②については、近年の健康や栄養に関する国民の関心の高まりを踏まえ、研究成果のより一層の充実を図る観点から、調査研究を、①生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究に特化・重点化していくこととした次期中期目標・中期計画を策定</p>	<p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p> <hr/> <p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p> <hr/> <p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p> <p>・左記①については、「「独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」を踏まえ、平成独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を発展的統合（平成19年4月1日施行予定）するための所要の法案を平成19年通常国会までに提出する方向で作業</p> <hr/> <p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> 左記③については、政策ニーズに対応し、迅速かつ効率的な集計を行うことにより、集計業務を7ヶ月を目処に終了させるとともに、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行い、経費の削減を図ることとした次期中期目標・中期計画を策定 	
	<p><農林水産省></p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所 ① 統合 ② 3法人の事務・事業の一体的実施 ③ 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営 	重要別表1		<ul style="list-style-type: none"> 左記①及び②については、平成19年4月の統合に向け、3法人の統合するための所要の法案を平成18年通常国会の次の国会以降に提出予定 左記③については、平成19年4月の統合以降の地方組織の在り方について、統合メリットを最大限発揮する等の観点から検討予定
	<ul style="list-style-type: none"> 種苗管理センター ① 非公務員化 ② 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止 ③ 栽培試験業務の実施農場、種苗検査業務の実施農場の集約化 	重要別表1	<ul style="list-style-type: none"> 左記①及び②については、役職員の身分を非公務員化し、茶樹の生産・配布業務を廃止するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記②については、平成18年度中に茶樹の生産・配布業務を廃止 左記③については、栽培試験業務については、平成18年度中に9か所から6か所に集約化。種苗検査業務については、平成18年度中に4か所から3か所に集約化
	<ul style="list-style-type: none"> 家畜改良センター ① 非公務員化 ② めん羊、山羊、うさぎの改良・増殖業務について、民間等に移行の上、廃止 	重要別表1	<ul style="list-style-type: none"> 左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記②については、めん羊は平成18年度から、実験用ヤギは平成19年度末までに、実験用ウサギは平成20年度末までに、山羊は平成21年度末までに、民間を中心とした種畜供給体制に移行
	<ul style="list-style-type: none"> 林木育種センター ① 森林統合研究所と統合 ② 非公務員化 ③ 森林総合研究所との事務・事業の一体的実施 ④ 新品種開発等の対象樹種の重点化 	重要別表1	<ul style="list-style-type: none"> 左記②については、役職員の身分を非公務員化する「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） 左記④については、ミツマタ等地域特産的な樹種に関する品種開発については、現中期目標期間において、一定レベルに達したことから終了 	<ul style="list-style-type: none"> ①及び③については、平成19年4月の統合に向け、2法人の統合するための所要の法案を平成18年通常国会の次の国会以降に提出予定 左記④については、花粉症対策に有効な品種、国土保全や自然環境保全等の機能の向上に資する品種に重点化
	<ul style="list-style-type: none"> 水産大学校 ① 非公務員化 ② 専攻科の規模縮小 	重要別表1	<ul style="list-style-type: none"> 左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） 左記②については、専攻科学学生の増加策として、本科関連学科の推薦入試制度の改善を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記②については、専攻科の定員を適切な規模に見直した上で、次期中期目標期間における定員充足状況等を踏まえ抜本的見直しを検討
	<p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業研究所 	重要別表1	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人経済産業研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘を受け、法人の任務の明確化及び 	<ul style="list-style-type: none"> 左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>① 法人の任務の明確化及び研究領域の重点化 ② 経済産業政策への反映状況に関する客観的評価の実施</p> <hr/> <p>・工業所有権情報・研修館 ① 非公務員化 ② 法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化</p> <hr/> <p><国土交通省> ・建築研究所 ① 非公務員化 ② 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</p> <p>・交通安全環境研究所 ① 非公務員化 ② 法人の任務・役割の明確化及び研究業務等の重点化・効率化 ③ リコール関係業務の充実・強化</p> <p>・海上技術安全研究所 ① 非公務員化 ② 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</p> <p>・電子航法研究所 ① 非公務員化 ② 法人の任務・役割の明確化及び研究業務の重点化・効率化</p> <p>・航空大学校 ① 非公務員化 ② 教育業務・整備業務・運用業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化</p> <hr/> <p><環境省> ・国立環境研究所 ① 非公務員化 ② 関係機関との連携の在り方も視野に入れた業務見直しを前提とする研究の選択と集中</p>	<p>重要 別表1</p> <hr/> <p>重要 別表1</p> <hr/> <p>重要 別表1</p> <hr/> <p>重要 別表1</p> <hr/> <p>重要 別表1</p> <hr/> <p>重要 別表1</p>	<p>研究領域の重点化、経済産業政策への反映状況に関する客観的評価を反映させた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「情報研修館法の一部改正法案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） ・左記②については、法人の任務・役割の明確化及び業務運営の合理化・効率化・適正化を反映させた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化する「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p> <hr/> <p>・左記①については、役職員の身分を非公務員化するため、「独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定） ・左記②については、「独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」及びこれを踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p>	<p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p> <hr/> <p>・左記次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進 ・左記②及び③については、「独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所及び独立行政法人電子航法研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「独立行政法人航空大学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を踏まえた次期中期目標・中期計画を策定</p> <hr/> <p>・次期中期目標・中期計画に沿った着実な業務の推進</p>
(3) 特殊法人等か	・特殊法人等から移行して設立された独立行政法人につ	重要		・特殊法人等から移行して設立された独

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
ら移行して設立された独立行政法人の見直し	いては、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。	2 ⁽¹⁾		立行政法人は、平成18年度以降初めて中期目標期間の終了時を迎えることから、国の政策の必要性までさかのぼった厳格な見直しを行うことにより、国の財政支出を縮減
(4) 平成18年度における見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人について、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。 融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に融資業務等の見直しを行い、結論を得る。 これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。 	重要 2 ⁽¹⁾ 重要 2 ⁽¹⁾ 重要 2 ⁽¹⁾		<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度における独立行政法人の見直しについては、行政減量・効率化有識者会議や政策評価・独立行政法人評価委員会における議論を踏まえ、着実に実施
2 行政代行人等の見直し [推進官庁] ・内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> 官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに所要の見直しを行う。 特別の法律により設立される民間法人について、平成17年度までに行う「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)に基づく見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人は、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。 特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について以下の措置を講ずる。 	方針 1 ⁽⁴⁾ 方針 1 ⁽⁴⁾ 重要 2 ⁽⁴⁾	<ul style="list-style-type: none"> 特別の法律により設立される民間法人については、平成17年度に見直し、「行政改革の重要方針」に基づき、検査・検定手数料の引下げ、民間参入促進措置の実施、経常的経費に対する補助金や委託費の削減などの措置について取組を開始 	
	<ul style="list-style-type: none"> 日本消防検定協会 <ol style="list-style-type: none"> ① 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ② 所管省は、消防用機械器具等に関する十分な知見や技術力を有する法人に積極的に働きかける等により、民間参入を促進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> 手数料引き下げに対応するための具体的な方策について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料について、今後5年間で概ね10%引下げ 消防用機械器具等に関する十分な知見や技術力を有する法人に積極的に働きかける等により、民間参入を促進
	<ul style="list-style-type: none"> 危険物保安技術協会 	重要	<ul style="list-style-type: none"> 手数料引き下げに対応するための具体的な方策について検討を 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料について、今後5年間で概ね

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ① 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ② 所管省は、他の民間法人も市町村等から審査の委託を受けることができる旨を周知し、民間参入を促進する。 	別表5	開始	10%引下げ <ul style="list-style-type: none"> ・所管省は、他の民間法人も市町村等から審査の委託を受けることができる旨を周知し、民間参入を促進
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本電気計器検定所 <ul style="list-style-type: none"> ① 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ② 資本関係・人的関係など利害関係の影響を受ける範囲についてのガイドライン等を策定し当該範囲の明確化を図ることにより、適切な能力・ノウハウを持った民間の参入を促進する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の値下げに資する試験方法の見直し等について検討を開始 ・計量行政審議会等で民間参入の促進等について検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料値下げに資する試験方法の検討結果を踏まえ、手数料について今後5年間で概ね10%引き下げを実施予定。なお、当面の平成19年度以降に適用される手数料についても、検討結果を一定程度反映させた上で、平成18年度中に政令改正予定 ・計量行政審議会等の審議結果を踏まえ、具体的なガイドライン等の作成予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安協会 <ul style="list-style-type: none"> ① 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ② 既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。 ③ 所管省は、技術基準作成等の委託に際し、公募制の導入により、その委託単価の透明化を図る。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年7月に、一部の岩盤貯槽に係る特定設備検査等の手数料の引き下げを実施。 ・既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについて、自主検査の対象範囲の拡充を図ることに関しては、特定施設の処理量変更に係る認定の取り扱い基準検討委員会で識者を交えて検討中 ・高圧ガス保安法関係技術基準等の委託事業について、平成18年度より原子力安全・保安院の公募手続規程に則り公募を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料について、平成18年4月1日から、国家試験及び講習について電子申請で申し込む場合の手数料引き下げを実施予定。それを含め、手数料について今後5年間で概ね10%引き下げを実施予定 ・自主検査の対象範囲の拡充に関しては、特定施設の処理量変更に係る認定の取り扱い基準検討委員会の検討の結果を踏まえ、平成18年度中に既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を実施予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本小型船舶検査機構 手数料について、今後5年間で実質10%引き下げる。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶の安全性確保を前提としつつ、検査間隔の延長及び手数料の見直しによる受験者の負担軽減策を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に関連する法制度の改正措置を講じる
	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会 手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料引き下げに対応するための具体的な方策について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の引き下げを行うため、必要な経費の削減に取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会 効率化を進め補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の効率化を進め、前年度予算に比べて、平成18年度予算では、補助に係る一般管理費を84百万円(2.2%)削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、610百万円(6.8%)削減(6団体計) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度予算以降においても「行政改革の重要方針」を踏まえつつ、補助金及び委託費の縮減を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会、日本行政書士会連合会、日本司 	重要別表5	<日本公認会計士協会>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本弁理士会</p> <p>登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を可能な限り具体的に示し、透明化・明確化を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を法人のホームページに掲載 <日本行政書士会連合会> 登録手数料について、算定根拠（人件費及び物件費）を法人のホームページに公表 <日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会> 登録手数料について、人件費、物件費等算定根拠を法人のホームページに掲載 <日本税理士会連合会> 登録手数料について、人件費、物件費等積算根拠を可能な限り具体的に示すよう要請 <全国社会保険労務士会連合会> 平成18年3月の登録手数料の改定の際、登録手数料について人件費、物件費等算定根拠を可能な限り具体的に示し、法人のホームページに掲載 <日本弁理士会> 登録手数料については、法人のホームページで、算定根拠を人件費、物件費、その他経費等の項目別に公表 	
	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員等公務災害補償等共済基金 ① 業務の一層の効率化により事務費を今後5年間で概ね10%削減するとともに、掛金額を始め基金の経営状況等の公開を一層推進する。 ② 公務災害防止事業について、外部評価を実施し、事業の効率的・効果的な実施を推進する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 事務費削減に対応するための具体的な方策について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の一層の効率化により事務費を今後5年間で概ね10%削減するとともに、掛金額を始め基金の経営状況等の公開を一層推進 公務災害防止事業について、外部評価を実施し、事業の効率的・効果的な実施を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金連合会 ① 代行部分の業務について、システム化、外部委託等の推進により一層の効率化を図り、支払件数1件当たりの補助金を今後5年間で10%削減する。 ② 福祉施設について、平成18年度中に独立採算化を図り、達成できない場合は施設を売却する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を踏まえ、法人に対して、代行部分の業務の一層の効率化を図ること及び福祉施設の平成18年度中の独立採算化を図るよう指導。これに基づき、法人において平成18年度の事業計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分の業務について、システム化、外部委託等の推進により一層の効率化を図り、支払件数1件当たりの補助金を今後5年間で10%削減 福祉施設について、平成18年度中に独立採算化を図り、達成できない場合は施設を売却
	<ul style="list-style-type: none"> 石炭鉱業年金基金 福祉施設を地元地方公共団体へ譲渡することについて、関係事業者、関係府省等と検討し、早急に結論を得る。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を踏まえ、法人に対して、福祉施設を地元地方公共団体へ譲渡することについて検討するよう指導。これに基づき、法人において平成18年度の事業計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設を地元地方公共団体へ譲渡することについて、関係事業者、関係府省等と検討し、早急に結論
	<ul style="list-style-type: none"> 漁船保険中央会 下部団体について合併を促進し、漁船保険制度の安定的な運営を維持する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 漁船保険組合の広域化を図るため、合併への参加を希望している漁船保険組合を中心に合併を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 合併条件の整った組合が広域合併するための協議会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> 全国漁業共済組合連合会 ① 掛金の料率改定等により速やかに単年度の収支均 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年制度改正により保険区分を統合するなどの収支改善策を実施したほか、近年、収支が悪化している漁業種類について 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度までの単年度収支均衡を確保するため、平成18年4月に、収支

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>衡を図る。</p> <p>② 下部団体について合併を促進し、漁業共済制度の円滑な運営を図る。</p>		<p>て、補償水準を引き下げるなど、共済金の支払抑制策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業共済組合の広域化を図るため、合併への参加を希望している漁業共済組合を中心に合併を推進中 	<p>改善を念頭においた料率改定を行うほか、今後も適時に料率を見直すなど、これまで講じている施策と合わせ収支改善に邁進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併条件の整った組合が広域合併するための協議会の開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業会議所 市町村合併の動向を踏まえ、農業委員会の広域連携を推進し、農業委員会の事業等の効率化を推進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年に組織自らの活動・組織の改革の基本目標である「新・農業委員会組織活動改革プログラム」（平成17～平成19年度）を策定し、農業委員会の広域連携システムの確立による市町村の範囲を超えた農地の監視や利用調整活動など、事業等の効率化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広域連携システムの確立を全国的に進めるとともに、確立されたシステムの下での事務事業の効率化に向けた取組を徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国農業協同組合中央会 法人が定めた「組合の組織、事業及び経営の基本方針」に基づき、系統組織の合併、経済事業の見直しを推進し、系統組織の事業等の効率化を推進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から2年間、農協の合併等農協系統金融機関の組織再編成に係る登録免許税を軽減 ・平成18年3月の全国農業協同組合中央会の総会において、農家手取向上のための販売事業システムの見直しを追加すること等を内容とする基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、系統組織の合併、経済事業改革の実践等により系統組織の事業等の効率化を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本商工会議所 合併のマニュアルを作成するなど、商工会議所の合併を推進し、商工会議所の事業等の効率化を推進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月に「商工会議所合併に関する手引き」を日本商工会議所と協同で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地商工会議所に当該手引書を配布し、商工会議所同士の合併促進に寄与
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国商工会連合会 法人が定めた商工会合併支援計画に基づき、商工会の合併を推進し、商工会の事業等の効率化を推進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年5月に作成した「商工会合併推進支援計画」に基づき、各地の商工会に対し合併推進計画の説明会を実施。また、合併に関し定期的に調査を行い、全国的な取組状況を把握中 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き合併に係る取組状況を把握しつつ、「商工会合併効果調査」を実施 ・商工会合併の効果や課題等を取りまとめた指導用資料等を作成し、合併計画作成の支援を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国中小企業団体中央会 効率化を進め指定事業の経常的経費を10%削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を、今後5年間で10%削減する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、人件費補助について、補助率を平成13年度の2/3から、平成14年度は6/10、平成15年度は1/2、平成16年度は4/10、平成17年度には1/3と5年間で2/3から1/3までの引き下げを行い、補助金を削減 ・補助対象職員について、平成13年度の53名から、平成14年度は48名、平成15年度は47名、平成17年度には46名と5年間で7名の削減を行い、補助金を削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度においては、補助対象職員1名を削減。平成18年度以降においても補助対象職員等を削減し、経常的経費に係る補助金及び委託費の削減を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社 審査基準、投資先選定過程を開示し、業務の透明化を一層推進する。 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準、投資先選定過程の透明化を高める等の観点から事業規則を改正、公表 ・新規投資先企業名及び投資を行った理由を公表 ・意見受付窓口をホームページに開設 ・各社の業務の仕組みの紹介等に関する資料を作成、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・よりわかりやく説明責任を果たす観点から、ホームページを全般的にリニューアル
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター ① 証明業務の手数料について、今後5年間で概ね10%引き下げる。 ② 一般・企業運転者に対する安全運転研修について 	重要 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料引き下げに対応するための具体的な方策について検討を開始 ・一般・企業運転者に対する安全運転研修について、センター内に「一般・企業運転者に対する研修課程の改廃」に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明業務の手数料の引下げに向けた業務の合理化・効率化について検討 ・一般・企業運転者に対する安全運転研修について、前記検討委員会におい

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>て、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、平成18年度中に改廃を含めた見直しを行う。</p> <p>③ 安全運転研修施設の管理等について、平成18年度中に一般競争入札を導入する。</p>		<p>委員会を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全運転中央研修所における施設の管理等について、一般競争入札を実施 	<p>て、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性に関する調査を行い、一般・企業運転者に対する研修課程の改廃について検討</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金 ① レセプト電算処理システムについては、今後、段階的にオンライン請求の導入を進め、5年後を目途にほぼすべてのレセプトについてオンライン処理を行えるようにする。 ② レセプト電算処理システムの普及促進、他の審査支払機関との相互受託による競争促進、外部委託の促進による定員削減等組織のスリム化及び業務の効率化を推進することにより、引き続き、審査支払手数料の適正化を図る。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に原則すべてのレセプトについて、オンライン処理を行えるようにするための請求省令の改正作業中 レセプト電算処理システムの普及促進について、レセプト電算処理システムに関する説明会や病院等への個別訪問などを積極的に実施。この結果、平成18年2月時点のレセプト電算処理システムの普及率は、医科14.0%（うち病院24.5%、診療所8.9%）、調剤64.4%（9支部が平成18年度までの国の目標である75%超え） 他の審査支払機関との相互受託による競争促進について、平成19年度から、被用者保険の保険者が審査支払事務を支払基金又は国保連に委託できるようにするため、「健康保険法等の一部改正法」を平成18年通常国会（第164回）に提出 外部委託の促進による定員削減等組織のスリム化及び業務の効率化の推進について、平成14年度から段階的に業務のアウトソーシングを推進し、平成17年度までの4年間で合計約800名の職員定員の削減を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 請求省令の公布・施行 レセプト電算処理システムの普及促進について、平成18年4月から、レセプト電算処理システムにおいて電子媒体による保険者請求（併せてテキストデータの有償提供）を開始予定。また、紙レセプトを画像及びテキストデータに変換し、有償で保険者に提供する業務を開始予定。今後も引き続き、組織をあげてレセプト電算処理システム普及促進に努力 平成18年度においても、アウトソーシングの推進により、引き続き定員削減予定
	<ul style="list-style-type: none"> 中央職業能力開発協会 ① 技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ② ビジネスキャリア制度については、専門知識・能力の体系化及び能力評価に特化し、厚生労働大臣の講座認定は廃止する。能力評価試験についても、類似の資格試験の状況を踏まえ整理合理化を図る。 ③ 総収入に占める補助金及び委託費の割合の50%程度への引下げに向け、今後5年間で、補助に係る一般管理費を10%相当削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を10%削減する。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 事務・事業の効率化を進め、前年度予算に比べて、平成18年度予算では、補助に係る一般管理費を19百万円(2.7%)削減する等により、経常的経費に係る補助金及び委託費を231百万円(8.4%)削減 	<ul style="list-style-type: none"> 技能検定制度については、平成18年度早期に検定職種の在り方等についての検討に着手し、その結果を踏まえ、順次適切な見直し。ビジネスキャリア制度については、平成18年度中に厚生労働大臣の講座認定を廃止するとともに、能力評価試験の整理合理化を図る。また「行政改革の重要方針」を踏まえつつ、補助金及び委託費の縮減を図る
	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫 信用農業協同組合連合会との統合等により、系統組織の金融業務の効率化及び健全な運営を図る。 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 6信連において農林中央金庫に一部事業譲渡、3信連において農林中央金庫に全部事業譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> 農林中央金庫に一部事業譲渡を行った6信連について、順次全部事業譲渡
	<ul style="list-style-type: none"> 日本勤労者住宅協会 継続事業の実施による借入金の返済に努め、今後3年 	重要別表5	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を踏まえ、借入金の返済及び平成20年末を目途とする法人の廃止について、適切に対処するよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年末を目途に法人を廃止するための立法措置を講じる

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>以内を目途に法人を廃止する。</p> <p>・「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」等に適合するよう引き続き指導監督を行う。</p> <p>・その他の特別の法律により設立される法人について、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。</p> <p>・法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人について、事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格に見直す。</p> <p>・国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合は、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。</p> <p>・補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人について、①基金事業の見直しの時期の設定に係る基準、②資金事業の目的達成度の判定、公表に係る基準、③基金の保有割合の数値基準、④使用見込みのない資金の国への返納に係る基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。</p>	<p>重要 2(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p>	<p>(なお、平成18年2月14日民事再生手続開始決定)</p> <p>・特別の法律により設立される民間法人については、平成14年度以降、所管官庁において、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、指導監督の状況及び結果を公表。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理し、平成16年3月、平成17年3月及び11月公表</p> <p>・その他の法人については、実態把握のための調査を実施。運営の適正化を図るための基準の策定を検討中</p>	<p>今後講ずることとしている措置</p> <p>・官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに所要の見直しを実施</p>

Ⅲ 特別会計改革等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 特別会計改革 〔推進官庁〕 ・財務省</p> <p>(1) 特別会計改革の方向性</p> <p>(2) 特別会計改革の具体的方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別会計の見直しについて」の指摘や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき関係府省により作成される改革案を踏まえつつ、引き続き歳出改革の推進を図る。 ・特別会計の設置に係る要件を厳格化するとともに、特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を「行政改革推進法案（仮称）」に明記し、今後5年を目途に改革を完了するものとする。 ・一般会計、特別会計を通じた一貫性を高めるとともに、平成19年を目途に「特別会計整理合理化法案（仮称）」を国会に提出し、個別の特別会計の改革を具体的に盛り込むとともに、特別会計法に定められた財政法の例外規定等を整理するものとする。 ・今後5年間に於いて合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとする。 ・特別会計の歳入・歳出につき、所管別区分と主要経費別区分を行うとともに、予算の一貫性を確保するため、純計額ベースで表示した所管別や主要経費別の予算参考資料を法定資料としての予算参考書類に含めるなど、抜本的に見直すこととし、国の財務状況の透明化を図るものとする。 ・「特別会計整理合理化法案（仮称）」により、特別会計法に定められた財政法の例外規定（借入金規定や剰余金の繰越し規定等）等を整理し、特別会計の会計情報については、その開示の内容及び要件を統一的に明示するとともに、企業会計の考え方に基づく資産・負債も開示するものとする。 ・特別会計の設立要件を厳格化するほか、既存の特別会計についても、5年ごとにその設置の要否を見直す条項を導入するものとする。 ・歳出の効率化・合理化を推進し、一般会計からの繰入を抑制する。その際、個々の事業内容に踏み込んだ見直しを行う。 ・各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事 	<p>方針 3(1)</p> <p>重要 3(1)</p> <p>重要 3(1)</p> <p>重要 3(2)</p> <p>重要 3(2)</p> <p>重要 3(2)</p> <p>重要 3(2)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革の重要方針」に基づき、特別会計見直しの方向性を示すなど改革の方針を明記した行政改革推進法案を平成18年通常国会（第164回）に提出 ・平成18年度予算において、特別会計の積立金・剰余金を活用し、合計約13.8兆円を一般会計・国債整理基金特別会計に繰入れ、財政健全化のために活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後5年を目途に改革を完了 ・今後5年間で合計約20兆円程度の財政健全化への貢献を目標に改革を推進 ・各特別会計の具体的改革等を盛り込んだ「特別会計整理合理化法案（仮称）」を平成19年を目途に国会に提出予定 ・各個別の特別会計改革の過程においては、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を図る ・特定財源制度について「道路特定財源の見直しに関する基本方針（政府・与党）」等に基づき見直し

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(3) 各個別の特別会計の見直し	<p>業や、国として直接事業を行う必要性が低下した事業について、その廃止・縮減・独立行政法人や民間への移管等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各特別会計の区分経理の必要性、会計間、勘定間の繰入の合理性について厳しく検証し、徹底した見直しを行う。 各特別会計における資金の流れや事務事業の内容につき、一覧性を高める形で、情報の開示を更に進める。 各個別の特別会計改革の過程においては、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を図るものとする。 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の五つの特別会計については、平成20年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」に基づき、見直しを行うものとする。 航空機燃料税については、特別会計の歳出・借入金の抑制の努力を講じつつ、引き続き空港整備に投入していくものとするが、その適否については常に点検を行い、将来的には、空港整備の進捗状況を踏まえ、原則として一般財源化を検討するものとする。 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計については、平成19年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。 年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。 船員保険特別会計については、今後1年程度の間、制度見直しの詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当す 	<p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>重要 3(2)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p>	<p>同上</p> <p>・「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を政府・与党で取りまとめ</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>る部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。また、失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討するものとする。 ・農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計については、積立金管理の業務運営を透明化した上で、平成20年度までに、両特別会計の統合を含め再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。 ・地震再保険特別会計については、平成20年度までに、再保険機能の取扱いにつき検討するものとする。 ・森林保険特別会計については、平成20年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。 ・貿易再保険特別会計については、先進国向け短期保険分野等への一層の民間参入の促進を図りつつ、民間でできるところから国は撤退すること等の制度改革につき、今後3年を目途に検討し、結論を得る。 ・国有林野事業特別会計については、平成18年4月に予定する国有林野事業勘定と治山勘定との統合を進めることとし、その後、平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討するものとする。 ・国営土地改良事業特別会計については、平成20年度までに、一般会計への統合を行うものとする。国営事業分と都道府県営事業分の区分については、国と地方との適切な役割分担の検討を行う中で、農政改革の進捗状況等を見極めつつ、平成18年度中に結論を得るものとする。 ・食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計については、平成19年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計へ 	<p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p>	<p>同上</p> <p>平成18年度から、国有林野事業勘定と治山勘定を統合するため、「国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案」が平成18年通常国会（第164回）において成立（平成18年4月1日施行予定）</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>の統合や独立行政法人化を検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成20年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。 ・特許特別会計については、その予算特性、政策的見地にかんがみ、一層迅速かつ的確な審査を実現するため、特許審査の件数、そのためのコスト、先行技術文献の検索外注件数などにつき中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図る。 ・国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。 ・登記特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、登記所備付地図の整備の財源確保を前提に平成22年度末をもって一般会計への統合を行うものとする。 ・特定国有財産整備特別会計については、今後の事業計画を踏まえ、真に必要な事業にスリム化し、平成22年度を目途に、一般会計への統合を行うものとする。 ・電源開発促進対策特別会計及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計については、平成19年度までの立法化により統合し、無駄の排除や区分経理による透明化を行うものとする。 ・電源開発促進税が特別会計に直入される構造を見直し、電源開発促進税が原子力発電所の立地の促進等の電源開発に要する費用に充てるために課せられている税であることを踏まえつつ、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることにより、原子力の立地・更新等が進展すること等により財政需要が生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用を図るものとする。 ・産業投資特別会計社会資本整備勘定については、無利子貸付事業が終了することを踏まえ、廃止するものとする。産業投資勘定については、真に必要な出資事業に限定の上、平成20年度までに、財政融資資金特別会計に移管するものとする。その後、民間での対応等を 	<p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p>	<p>同上</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>勘案の上で、一定期間経過後、産業投資勘定自体の在り方を、その存否も含め検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金特別会計については、将来的な財投規模のスリム化を確実なものにするため、財投債発行額を着実に減額するとともに、確実な償還見込みを立てるものとする。また、公営企業金融公庫の資本市場等を活用した仕組みへの移行の状況を見極めながら、地方向け融資を段階的に縮小するものとする。 ・国債整理基金特別会計については、業務運営の効率化と事務費の節減を強力に推進するものとする。また、国債業務の日本銀行への委託範囲については、今後検討し、平成19年度までに結論を得るものとする。 ・外国為替資金特別会計については、人件費及び事務費について一層効率化に取り組むものとする。今後とも剰余金の相当部分につき一般会計への繰入れを行うものとする。 ・交付税及び譲与税配付金特別会計については、借入金償還スケジュールを早期に明確化するものとする。 	<p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p> <p>重要 3(2) 方針 3(1)</p>	<p>同上</p>	
<p>2 公会計の見直し [推進官庁] ・財務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁別連結財務書類について、試行を経て、平成18年度から「年次報告書(仮称)」として公表する。 ・政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。 ・「国の貸借対照表」(試案)の有意性、有効性、特殊法人等の連結につきさらに検討し引き続き評価・改善を重ねる。「特別会計等財務書類作成ガイドライン」による特殊法人との連結をも含めた財務書類についても、同様の評価・改善を重ねる。 	<p>方針 3(2)</p> <p>方針 3(2)</p> <p>大綱 1-4(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類について、 ①平成15年度決算分を平成17年4月に、 ②平成16年度決算分を平成18年3月に、 「年次報告書(仮称)」の試行として公表 ・政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価のできるような予算書、決算書の作成に向けた検討・検証 ・平成10年度決算分から「国の貸借対照表(試案)」を作成・公表 ①平成12年度決算分より、特殊法人等を連結した連結貸借対照表も作成・公表 ②「国の貸借対照表(試案)」は平成14年度決算分で終了 ③平成17年9月、省庁別財務書類を基礎として作成する「平成15年度国の財務書類」を作成・公表 ・平成15年6月、「新たな特別会計財務書類の作成基準」を取りまとめ ①平成11年度決算分から特別会計財務書類を作成・公表 ②平成16年6月、「新たな特別会計財務書類の作成基準」について見直しを行い、「省庁別財務書類の作成基準」の体系に組入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から省庁別財務書類を「年次報告書(仮称)」の一環として公表予定 ・平成20年度予算を目途に概算要求・編成作業を行うことを目指し、平成18年度中に予算書・決算書の見直しに係る実務的検証を完了 ・一般会計と特別会計を合わせた「平成16年度国の財務書類」を平成18年秋頃までに公表予定 ・「平成16年度特別会計財務書類」を平成18年春頃までに公表予定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> ③平成16年10月、省庁別財務書類の体系の中で作成された「平成14年度特別会計財務書類」を公表 ④平成17年4月、「平成15年度特別会計財務書類」を作成・公表 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の会計処理について、財政制度審議会において検討を行い、1年程度を目途として結論を得る 	大綱 I-1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年6月、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」を取りまとめ 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図る。 	大綱 I-4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度決算分から行政コスト計算財務書類を作成・公表 ①当初より、ほとんどの法人が監査法人の関与を受けて作成 ②平成16年度決算分からは、すべての法人が監査法人の関与を受けて作成 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査を受けなければならない独立行政法人の範囲について、実施状況を見つつ、必要に応じて見直しを行う。 	大綱 I-4(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等改革により多種多様な業務・財務内容の特殊法人等が独立行政法人化されることを踏まえ、 ①平成15年7月、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」を改正し、負債の総額が200億円以上の法人を監査対象に追加 ②平成15年7月、独立行政法人の監査に関する基準について、連結財務諸表監査の基準を設定する等の改訂実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の特殊法人等改革の進ちょく状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し予定

IV 総人件費改革等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置															
<p>1 総人件費改革の実行計画 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省 ・財務省</p>	<p>・国家公務員（94.8万人、郵政公社職員を含む。）の総人件費について、対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進める。</p> <p>・平成18年度予算や地方財政計画から順次反映させることとする。</p>	<p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p>	<p>・国家公務員の総人件費を対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を進めることについて、その趣旨を盛り込んだ行政改革推進法案を平成18年通常国会（第164回）に提出</p> <p>・以下の改革の取組を着実に予算に反映させた結果、平成18年度国家公務員人件費（一般会計及び特別会計の合計）は5兆4,086億円としたところ（対平成17年度予算比▲324億円：▲0.6%）</p> <p>(参考1) 国家公務員の人件費改革の削減効果（試算）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">改革のない場合の 平成18年度人件費(試算)</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">平成18年度人件費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">54,790億円程度</td> <td></td> <td style="text-align: center;">▲700億円程度</td> </tr> <tr> <td>(a) 定員純減</td> <td style="text-align: center;">▲150億円</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">}</td> </tr> <tr> <td>(b) 給与構造改革</td> <td style="text-align: center;">▲270億円</td> </tr> <tr> <td>(c) 17年度給与改定</td> <td style="text-align: center;">▲40億円</td> </tr> <tr> <td>(d) その他（執行状況を踏まえた精査等）</td> <td style="text-align: center;">▲250億円</td> </tr> </table> <p>(参考2) 上記の国家公務員人件費に、議員歳費や義務教育費国庫負担金等を加えた「国の総人件費」ベース（一般会計及び特別会計の純計）の平成18年度予算額は、7兆8,420億円である（対平成17年度予算比▲5,127億円：▲6.1%。ただし、義務教育費国庫負担金に係る国庫負担割合引下げに伴う減等も含む）</p> <p>・平成18年度の地方財政計画の給与関係経費は22兆5,769億円（対前年比▲1,471億円、▲0.6%）を計上。退職手当を除いたベースでは20兆5,321億円（対前年度比▲4,428億円、▲2.1%）。計上人員については、22,602人の純減を計画（約▲1,800億円）。また、給与構造改革を踏まえ、平成18年度は約1,200億円の抑制を計画</p>	改革のない場合の 平成18年度人件費(試算)	⇒	平成18年度人件費	54,790億円程度		▲700億円程度	(a) 定員純減	▲150億円	}	(b) 給与構造改革	▲270億円	(c) 17年度給与改定	▲40億円	(d) その他（執行状況を踏まえた精査等）	▲250億円	<p>・国家公務員の総人件費を対GDP比でみて今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安も念頭におきながら改革を推進</p> <p>・総人件費改革に係る取組について、引き続き予算、地方財政計画に適切に反映</p>
改革のない場合の 平成18年度人件費(試算)	⇒	平成18年度人件費																	
54,790億円程度		▲700億円程度																	
(a) 定員純減	▲150億円	}																	
(b) 給与構造改革	▲270億円																		
(c) 17年度給与改定	▲40億円																		
(d) その他（執行状況を踏まえた精査等）	▲250億円																		
<p>(1) 公務員の定員の純減目標 ア 国家公務員の純減目標</p>	<p>・今後5年間で、郵政公社職員を除く国家公務員（定員ベースで68.7万人）を5%以上、純減させる。</p> <p>・国の行政機関の定員（33.2万人）を今後5年間で5%以上純減させる。</p>	<p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p>	<p>・行政減量・効率化有識者会議の知見も活用しつつ、国の業務の大胆かつ構造的な見直しを推進</p> <p>・同有識者会議において、平成18年3月30日に中間取りまとめ</p>	<p>・国の行政機関の定員の純減を確保するため、個別具体的な取組の検討を要するものについては、有識者会議の知見も活用しながら、事務・事業の要否や実施主体について仕分けを行い、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定</p> <p>・定員合理化計画の実施に当たり、メリハリをつけつつ増員を厳しく抑制</p>															
<p>(7) 国の行政機関の定員</p>	<p>・定員合理化計画（定員の10%以上削減）の実施に当たって、メリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純減）を確保す</p>	<p>重要 4(1)</p>	<p>・国の行政機関の定員については、省庁再編時の840,691人から平成17年度の331,427人まで、509,264人を純減（うち独立行政</p>	<p>・平成18年度においては、治安、徴税、安全・安心など、政府として重要な施策に重点的に定員を配分した上で、▲</p>															

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな府省の編成以降の定員管理について」に基づき、平成22年度までの間に、少なくとも10%の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力する。 平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。 府省を越えた定員の再配置を進め、治安、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、メリハリのある定員配置を実現する。府省を越える配置転換の一層の活用に努める。 	<p>大綱 V-2(3)</p> <p>方針 1(1)</p> <p>方針 1(1)</p>	<p>法人化、郵政公社化及び国立大学法人化に伴う減490,220人) 25%の純減の対象となる郵政事業を除いた定員については、省庁再編時の543,665人から平成17年度の331,427人まで、212,238人を純減し、25%の純減目標は達成</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を合理化することを目指し、平成17年10月に新たな定員合理化計画を策定 	<p>1,455人(▲0.44%)を純減</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 行政組織について、総合性及び機動性の向上を図りつつ、簡素かつ効率的なものとする。 	<p>方針 1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の予算編成過程において逐次具体化 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、毎年度の予算編成過程において逐次具体化
	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成過程等を通じて、国の行政組織等の減量・効率化に係る方針を取りまとめて公表するとともに、毎年改定を行う。 	<p>方針 1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日に「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成18年度減量・効率化方針)」(以下「平成18年度減量・効率化方針」という)を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> 減量・効率化に係る方針を毎年度の予算編成過程等を通じて改定
	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革基本法、「国の行政組織等の減量・効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等に沿って、減量、効率化等を着実に推進し、毎年度の予算編成過程において、逐次その具体化を図る。 	<p>大綱 V-2(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に基づき、府省再編に伴い、国の事務事業の独立行政法人への移行、地方建設局と港湾建設局の統合、地方医務局と地区麻薬取締官事務所の統合等を実施するとともに、平成13年度から平成17年度の間以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 警察庁の地方機関の通信業務の民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わる職員を100人程度縮減するとの目標を達成 防衛施設事務所・出張所については、3か所を整理統合し、25か所に再編するとの目標を達成 公安調査事務所について、計29か所廃止し、14か所に整理するとの目標を達成 法務局及び地方法務局について、支局・出張所を計241か所廃止(平成17年度末：532か所) 地方入国管理局及び同支局の出張所について、計18か所を縮減するとともに(平成17年度末：63か所)、海型から内陸型への再編を進め、計20か所の海型出張所を整理統合 国立医療・病院管理研究所と国立公衆衛生院を統合し、国立保健医療科学院を設置 労働基準監督署及び公共職業安定所について、計49署所の整理合理化(平成17年度末：各々335か署、592か所) 食糧事務所を廃止し、地方農政局の下に置く地方農政事務 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、毎年度の予算編成過程において逐次具体化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>所として再編成(食糧事務所の支所は全廃)</p> <ul style="list-style-type: none"> －国有林野事業について、森林管理局分局等暫定組織のすべて(7分局及び201事務所等)を廃止 －陸運支局及び海運支局を運輸支局に統合し、必要に応じ海事事務所を設置(兵庫については神戸海運監理部を兵庫陸運支局と統合し神戸運輸監理部に再編) －地方運輸局の管轄区域を変更し、地方整備局の管轄区域との整合を図るとともに、海事事務所について、計15か所の統廃合(平成17年度末：19か所) －海上保安庁航路標識事務所について、計75か所を整理(平成17年度末：2か所)等 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性の低下した事務・事業は、積極的に廃止・縮小を進め、国が直接行う必要のない事務・事業は、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人への移管等を進め、減量・効率化を図る。 ・企画立案と執行の分離を進め、執行事務は独立行政法人化を進め、公務員以外扱えない事務を除き外部委託等を活用する。 	<p>方針 1(1)</p> <p>大綱 V-2(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月24日に減量・効率化の具体的な方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめ公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、行政組織等の減量・効率化を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・重点事項を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減(ワークアウト)を強力に進め、その結果を定員の削減(3.5%以上の純減)に反映する。 ・個別具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議(仮称)」(行政改革推進本部独立行政法人有識者会議を平成18年1月に改組)の知見も活用しながら、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。 ・政府方針の実施に必要な制度や組織の改廃に関する法律上の措置については、できる限り早期に実施するとともに、今後5年間の純減の実施状況を踏まえ、行政機関の職員の定員に関する法律の定める定員の総数の最高限度を引き下げる。 	<p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政減量・効率化有識者会議の知見も活用しつつ、国の業務の大胆かつ構造的な見直しを推進 ・有識者会議において、平成18年3月30日に中間取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政機関の定員の純減を確保するため、個別具体的な取組の検討を要するものについては、有識者会議の知見も活用しながら、事務・事業の要否や実施主体について仕分けを行い、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定
(a) 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理	<ul style="list-style-type: none"> ・行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理 <ul style="list-style-type: none"> ① 農林統計関係 ② 食糧管理関係 ③ 北海道開発関係 等 	<p>重要 4(1)</p>		

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(b) 包括的・抜本的な民間委託等	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストのモデル事業に着手しているハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務 規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務 非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。 非公務員によって公共的職務を執行する仕組み（公証人など）や、民間における派遣職員の活用と同様に非公務員をより一層活用できる仕組みを幅広く検討し、導入する。 	<p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p> <p>重要 4(1)</p>	<p>・市場化テストの本格的導入を図るため、競争の導入による公共サービスの改革を実施するための必要な事項を定めた「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</p>	
(c) 非公務員型独立行政法人等	<ul style="list-style-type: none"> 非公務員型独立行政法人等 <ol style="list-style-type: none"> ① 森林管理関係業務 ② 国立高度専門医療センター ③ 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野 等 	<p>重要 4(1)</p>		
(d) 地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。 地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行う。要望がある場合、地方公共団体への移譲を行う。地方支分部局等が行う必要のある事務・事業でも、政策の実施に係るものは、民間委託、独立行政法人への移管等を進める。 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとに設置されている地方支分部局について事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。 	<p>方針 1(1)</p>	<p>・平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめ公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> －主要食糧業務等の合理化（農林水産省） －農林水産統計の抜本的見直し等（農林水産省） －社会保険庁の業務運営の合理化（厚生労働省） －地方農政事務所と統計・情報センターの統合（農林水産省） －法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合（法務省） －労働基準監督署・公共職業安定所の整理合理化（厚生労働省） －北海道開発局の業務の合理化、事業所等の統廃合（国土交通省） －社会保険の入力、交付等の定型的業務の外部委託（厚生労働省） 等 引き続き、「今後の行政改革の方

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する。 ・ 地域産業振興、業所管行政等については、地方分権や規制改革を進め、これにより業務の地方公共団体への移譲、廃止を行う。 	重要 4(1) 方針 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<p>針」、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、地方支分部局等の事務・事業の見直し、民間委託等によるアウトソーシング、独立行政法人等への移管、事務の性質に応じての統廃合等を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 鉱山保安業務の事前規制の見直しを踏まえた業務の効率化(経済産業省) － 経済産業局の業所管行政の見直し(経済産業省) 等 ・ 引き続き、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政・地域産業振興行政や業所管行政の見直しを推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等に委託する。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じ都道府県等への委託を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 公共事業関連業務の民間委託等の推進により、地方整備局（国土交通省）、地方農政局（農林水産省）における合理化を実施 ・ 引き続き、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、公共事業関連業務の民間委託等を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・統計関連業務の外部委託や合理化を行う。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 農林水産統計の抜本的見直し等(農林水産省) ・ 引き続き、「行政改革の重要方針」及

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 地方支分部局等が行うその他の事務・事業についても、全面的な見直しを行い、情報通信技術の活用、民間委託等を進める。 	方針 1 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、調査・統計関連業務の外部委託や合理化を推進 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 内部管理業務等の合理化（財務省等） 社会保険業務の（国民年金保険料の収納事業）の市場化テストの拡大（厚生労働省） 航空管制メンテナンス業務の見直し（国土交通省）等 引き続き、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、地方支分部局の組織・業務体制の見直し等により、一層の減量・効率化を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 見直しに当たって、三位一体の改革の取組や今後の道州制等の検討を踏まえる。 	方針 1 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日に地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> 「今後の行政改革の方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、三位一体改革の実施に当たり組織・業務の在り方を積極的に見直すとともに、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを推進
<p><内閣府></p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄総合事務局の農林統計事務については、農林水産省における農林統計事務全体の見直しに合わせた見直しを行う。 	方針 別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における当該業務全体の見直しに合わせて見直しを行っており、平成13年度から平成17年度までに11人を合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における当該業務全体の見直しに合わせて見直しを行うこととしており、平成18年度は業務実施体制の見直しにより、定員を5人合理化 	
<ul style="list-style-type: none"> 食糧事務は、旧那覇食糧事務所相当部分について、農林水産省の食糧事務所全体の合理化と同程度の割合の合理化を目指す。 	方針 別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における旧食糧事務所全体の定員に相当する部分の合理化と同程度の割合の合理化16人を目指すこととし、平成17年度までに12人を合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省における旧食糧事務所全体の定員に相当する部分の合理化と同程度の割合の合理化を目指すこととし、徹底的な合理化を推進 	
<ul style="list-style-type: none"> 他の事務・事業も、関係各省の検討状況を踏まえて見直す。 	方針 別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制の見直しにより、平成17年度に沖縄総合事務局の定員を14人合理化 産業保安業務の那覇産業保安監督事務所への移管に伴い定員を2人合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制の見直しにより、平成18年度に沖縄総合事務局の定員を20人合理化 	
<p><警察庁></p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県情報通信部において、実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、内部管理業務の効率化等を進める。 	方針 別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 内部管理業務の効率化及びITの高度化・スキルアップ等による業務の効率化を図り、平成17年度は、都道府県情報通信部の定員を94人合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施可能な民間委託の取組を検討 内部管理業務の効率化により、平成18年度に都道府県情報通信部の定員を54 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p><防衛庁></p> <ul style="list-style-type: none"> 在日米軍の兵力構成の見直しに伴う所要の防衛施設事務所・出張所の整理統合等の減量・効率化なども図りつつ、防衛施設局、自衛隊地方連絡部等の地方組織について必要な見直しを行う。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に基づき、平成16年度末に、札幌防衛施設局旭川出張所、仙台防衛施設局青森防衛施設事務所及び広島防衛施設局山口防衛施設事務所を廃止 	<p>人合理化。引き続き内部管理業務の見直し等による業務の効率化に努力</p> <ul style="list-style-type: none"> ITの高度化・スキルアップ等により、業務の効率化を図り、平成18年度に都道府県情報通信部の定員を20人合理化。引き続き、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努力 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を適切に実施し、米軍及び自衛隊の行動を円滑に実施するため、地方公共団体とのより緊密な連絡を実施。このため、事態対処関連法制の制定等を踏まえ、地方公共団体等と平素から緊密な連携を確保し得るよう、各都道府県に所在する自衛隊地方連絡部及びこれを指揮監督する陸上自衛隊方面総監部等の業務及び組織について見直し また、在日米軍の兵力構成見直しの動向を踏まえ、要員の再配置、防衛施設事務所・出張所の移転又は整理統合等について、必要な見直し
	<p><総務省></p> <ul style="list-style-type: none"> 総合通信局の出張所について、総合通信局本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で順次廃止する。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 総合通信局出張所(9出張所)について、平成17年度に4箇所を廃止し、配置定員を12人合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 総合通信局出張所(5出張所)について、平成18年度に3箇所を廃止し、配置定員を9人合理化 他の出張所(2出張所)については、本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で、平成19年度以降順次廃止するとともに、配置定員の合理化を検討
	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術や民間能力の活用を推進することにより、地方支分部局における事務・事業の減量・効率化を図る。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 電波法関係の申請手続について、平成18年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定 平成17年6月に「電波監理業務の業務・システム最適化計画」を策定 平成18年3月に「電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 電波法関係の申請・届出等、手続について、引き続きオンライン利用の促進を図るとともに、その効果を踏まえ、業務の効率化・合理化を検討 電波監理業務の業務・システムの最適化を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進。平成18年度は、定員を3人合理化 電気通信行政関連業務の業務・システムの最適化を着実に実施し、業務の減量・効率化を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p><法務省></p> <ul style="list-style-type: none"> 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進めるとともに、情報通信技術の活用を早急に推進し、合理的な定員配置を目指す。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 登記業務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合等の減量・効率化の取組により、平成17年度には、法務局・地方法務局の定員を計画削減のほか114人合理化 平成16年11月に「登記情報システム業務・システム最適化計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 登記業務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の進展に加え、登記申請のオンライン化が順次実施されること等を踏まえ、業務処理過程・体制を見直し 引き続き業務の効率化・合理化により、平成18年度には、法務局・地方法務局の定員を258人合理化
	<ul style="list-style-type: none"> 行刑施設の内部管理業務の見直し、情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 人事・給与・会計業務等の内部管理業務等の合理化を図ることにより、平成17年度には、行刑施設の定員を計画削減のほか126人合理化 平成18年3月に矯正施設関係の業務・システムの最適化計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設関係の業務・システムの最適化計画に基づく最適化を実施すること等により、業務の効率化・合理化を推進 引き続き業務の効率化・合理化により、平成18年度には、行刑施設の定員を310人合理化
	<ul style="list-style-type: none"> 入国管理官署について、警察との連携の強化、情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 人事・給与・会計業務等の内部管理業務等の合理化を図ることにより、平成17年度には、地方入国管理官署の定員を計画削減のほか5人合理化 合同摘発の推進及び入管法第65条の運用拡大により、警察との連携を強化 バイオメトリクスを活用した出入国審査の実験及び試行を実施 平成18年3月に「出入国管理業務の業務・システムの最適化計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 乗員上陸許可申請のオンライン利用を促進するとともに、「出入国管理業務の業務・システムの最適化計画」に基づく最適化を実施すること等により、業務の効率化・合理化を推進 引き続き合同摘発の推進及び入管法第65条の運用拡大により、警察との連携を強化 引き続きバイオメトリクスを活用した出入国審査の実験及び試行を実施するとともに、バイオメトリクスを活用した出入国管理を導入するための法整備を実施 引き続き業務の効率化・合理化により、平成18年度には、地方入国管理官署の定員を46人合理化
	<ul style="list-style-type: none"> 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度においては、治安対策など昨今の法務行政において真に必要な部門への定員再配置を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においては、治安対策など昨今の法務行政において真に必要な部門への定員再配置を実施
	<p><財務省></p> <ul style="list-style-type: none"> 税関について、平成17年度末までのできる限り早期にNACCS等の最適化計画を策定し、業務の効率化を推進する。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> NACCS等については、「レガシーシステム見直しのための財務省行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、平成18年3月に「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関連業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、業務の効率化を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 国税局・税務署について、e-Tax普及促進を図ること等、情報通信技術の活用による業務の効率化を引き続き推進する。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxについて、以下の取組を実施し、その普及割合に歩調を合わせ一層の事務の電子化を図ることにより、申告書処理事務の効率化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxについては、「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に実施することにより、利用を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> －市販の財務・会計ソフト等にe-Tax対応の機能を付加することができるよう、利用者用ソフトウェアに関する仕様を公開 －納税者が自ら作成する一定の添付書類について申告等の手続に併せて送信できるよう、また、複数の申告等手続を一括して送信できるよう、利便性を向上 －e-Taxホームページによる情報提供 －マスコミ、インターネット(バナー広告、リンク設定)、チラシ、リーフレット、ポスター等により、電子申告の利用方法等の広報・周知を実施 －平成18年1月から電子申告・納税の利用開始手続のオンライン化を実施 －確定申告期の受付時間の拡大 －国税関係の手続について、平成18年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定 	
	<p>＜厚生労働省＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署及び公共職業安定所について、必要な見直しを行い、統廃合を図る。職業紹介関係事業の在り方を検討し、民間で行うことがより効率的・効果的な分野は、民間開放を進める。 	<p>方針 別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度においては、12労働局管内で32署所の整理合理化に伴い、定員を46人合理化 ・平成17年6月より、キャリア交流プラザ等について、市場化テストのモデル事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、業務量を勘案するほか、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを引き続き行い、これまでの取組に加え、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行い、それに伴い100人を定員合理化 ・平成18年度は、12労働局管内17署所の整理合理化を行い、定員を34人合理化 ・キャリア交流プラザ等についての市場化テストモデル事業を平成18年度の引き続きの実施のほか、人材銀行等について、市場化テストの本格的導入（現在国会に提出されている「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」の成立を前提として、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による事業を実施）
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、関係省庁、各種団体等との連携の強化、インターネットの活用など、国民年金保険料の納付環境の整備を進める。 	<p>方針 別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に、納付受託者の指定要件に商工会を追加 ・更なる納付環境の整備を進めるため、クレジットカード納付の導入等を盛り込んだ社会保険庁改革関連法案を平成18年通常国会（第164回）に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記法案の成立を踏まえ、更なる納付環境の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用により、社会保険の申請・届出や 	<p>方針 別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間申請件数が10万件以上の手続について電子申請の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出等の電子化（電子申請）を着

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>年金相談をはじめ、社会保険事務所の減量・効率化を進める。</p> <p>・社会保険庁の組織の在り方について、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」であらゆる議論を例外とせず幅広い検討を行い、平成17年夏までの可能な限り早い時期に結論を得る。</p> <p>・社会保険・労働保険の徴収事務について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務を検討し、逐次実現を図る。法改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成17年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。</p> <p><農林水産省></p> <p>・旧食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等について、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを行う。</p> <p>・農林水産統計の定員を大幅に削減するものとし、地方農政事務所と統計・情報センターの統合も踏まえ、計画的に進める。</p>	<p>区分</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p>	<p>のための行動計画を平成18年3月に策定</p> <p>・社会保険庁改革については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の平成17年5月の最終取りまとめに即して、平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止し、公的年金と政管健保の運営を分離の上、公的年金については新たな政府組織において、政管健保については全国単位の新たな公法人において、それぞれ運営を行う等の解体的出直しを行うこととした社会保険庁改革関連法案を平成18年通常国会（第164回）に提出</p> <p>・具体的には、</p> <p>①政管健保の公法人化（「全国健康保険協会」の設立）については、「健康保険法等の一部を改正する法律案」</p> <p>②年金新組織（「ねんきん事業機構」の設置）については、「ねんきん事業機構法案」</p> <p>・平成17年度に、徴収事務の一元化により定員を20人合理化</p> <p>・更なる徴収事務の一元化について法改正が必要な事項について検討を行い、事業主の利便性の向上を図る観点から、労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額算定に関する届出の期限である7月10日に統一するなどの法律改正事項を盛り込んだ社会保険庁改革関連法案を平成18年通常国会（第164回）に提出</p> <p>・リスク管理業務等については、今後の情勢の変化を踏まえアウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを実施するとの考えの下、平成17年度においては、地域の商店街の店舗の一斉調査等による調査の効率化への取組を推進</p> <p>・統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、平成17年度に180人の定員の縮減を実施</p>	<p>実に実施</p> <p>・平成20年10月に「ねんきん事業機構」及び「全国健康保険協会」を設立</p> <p>・引き続き徴収事務の一元化として実施している事務について着実に実施しつつ、一元化可能な事務を更に検討</p> <p>・旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、平成14年度末定員8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指す。その一環として、リスク管理業務等については、効率的な調査計画の立案・実施等により合理化・効率化を図り、平成18年度は19人の定員を合理化</p> <p>・さらに、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の必要な見直しを実施</p> <p>・統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、平成18年度は230人の定員を合理化</p> <p>・上記のほか、平成21年度までの間にお</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
				<p>いて農政改革の進捗よく状況に応じた農林水産統計の見直しを行い、これを踏まえた要員規模を総務省及び農林水産省において逐次検証し、その結果を踏まえ、要員合理化等見直しを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 第156回通常国会で講じた法的措置に基づき、平成18年4月に、地方農政事務所と都道府県庁所在地にある統計・情報センターとを統合。これに加え、統計・情報センター90か所の統合を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 情報部門の事務・事業について、アウトソーシングを進める。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度において、図書閲覧対応、LANシステムのセキュリティ監視について、アウトソーシングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度において、現地事例情報（一般情報）の収集業務の廃止、モニター調査におけるオンライン調査の導入等を実施し、平成18年度は30人の定員を合理化
	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業について、地方農政局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、事務処理の情報通信技術の活用を推進を図り、事務の効率化を推進する。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 調査・測量・設計等業務については、従来より民間への請負により実施。また、民間の職員でも可能な業務については、コンサルタント等の職員に行わせる現場技術委託業務を導入 契約事務システム等の情報基盤を整備し、業務の効率化を推進。また平成16年度には、電子入札及び入札情報システムを導入するなど、IT化をより一層推進 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、電子入札等公共事業支援統合情報システムを始めとした事務処理の情報通信技術の活用を推進を図り、事務の効率化を推進し、平成18年度は65人の定員を合理化
	<p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> 鉱山保安業務について、鉱山保安法等の改正を踏まえつつ、業務の実効的・効率的な実施を図る。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 産業保安に対する責任の明確化と災害発生時の迅速な対応のため、経済産業局が所掌していた産業保安規制事務について原子力安全・保安院長の一元的な指揮監督下に置くこととし、鉱山保安監督部を産業保安監督部へ改組 改組にあたり、平成17年度において産業保安監督部の定員17人を合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ実効的な事後規制の在り方や業務の実施体制の見直しを行い、平成18年度において定員を10人合理化
	<ul style="list-style-type: none"> 定型的内部管理業務について、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、効率化を進める。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 定型的内部管理業務について、平成16年度において経済産業局の定員1人を合理化。平成17年度においても、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、引き続き効率化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 定型的内部管理業務については、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、引き続き効率化を推進することとし、平成18年度において定員1人を合理化
	<p><国土交通省></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、業務の効率化を図る。特に、自動車登録業務については、ワンストップサービス・システムの導入による業務の効率化を進める。また、平成20年にワンストップサービス・システムの全面導入を目指す。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 自動車保有関係手続について、平成17年12月26日から東京都、神奈川県、愛知県、大阪府において新車の新規登録手続（型式指定車）についてワンストップサービスを開始 	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、引き続き業務の効率化を推進 自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、平成20年までに全国、全手続への拡大を目標
	<ul style="list-style-type: none"> 主要9港以外の地方港について引き続き規制緩和に取 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 地方港の規制緩和については、港湾運送事業法（昭和26年法律 	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	り組み、規制に係る手続、運用その他の業務を見直し、効率化を進める。		第161号)を一部改正し、平成18年5月までに施行する等、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)に基づき、規制改革を実施	画)に基づき、順次規制改革を実施予定
	・航空保安業務について、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化、要員配置の合理化を進める。	方針別紙1	・航空保安業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により、業務の効率化・要員配置の合理化を進め、管制技術官について、平成17年度においては、37人合理化	・航空保安業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により、業務の効率化・要員配置の合理化を進め、管制技術官については、平成30年度までに平成11年度の半分程度まで削減(平成18年度においては、43人合理化)
	・北海道開発業務について、各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進するとともに、事業所等の統廃合を進める。	方針別紙1	・北海道開発業務に係る各種調査業務、設計業務等については、民間委託を推進。また、事業執行の効率化等の観点から事業所等の統廃合を進め、138の事業所等(平成16年度末)から10箇所を削減	・引き続き、各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進。また、平成18年度から平成21年度までに、事業執行の効率化等の観点から事業所等の統廃合を進め、128の事業所等(平成17年度末)の4分の1以上の削減を実施
	・公共事業について、地方整備局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、事務処理の情報通信技術の活用を促し、事務の効率化を推進する。	方針別紙1	・これまでも、公共事業に係る各種調査業務、設計業務等については、民間委託等を積極的に推進 ・電子入札は引き続き全面的に実施し、平成18年3月に「公共事業支援システムの最適化計画」を策定	・引き続き、公共事業に係る各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に推進。「公共事業支援システムの最適化計画」に基づき、可能な限り早期かつ着実に業務・システムの最適化を実施
	・船員労働委員会について、業務の効率化を図るとともに、その在り方について検討を進め、見直しを行う。	方針別紙1	・省内関係者によるワーキンググループを立ち上げ、船員労働委員会事務局の要員配置を見直すとともに、地方運輸局との兼務体制を検討	・船員労働委員会については、平成18年度において、船員地方労働委員会事務局の要員配置を見直し、地方運輸局との兼務体制を整備
	・治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。	方針別紙1	・平成17年度においては、治安対策や防災対策など真に必要な部門への定員再配置を実施	・平成18年度においては、治安、安全・安心など昨今の国土交通行政において真に必要な部門への定員再配置を実施
	<(注)外務省> ・上記のほか、在外公館について定期的見直しを行い、必要性の低下したものについて統廃合等を図る。	方針別紙1	・在外公館(実館)については、平成17年1月に3公館、平成18年1月に2公館を廃止	・平成18年度以降においても、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を推進。あわせて、兼勤駐在官事務所及び出張駐在官事務所についても、その位置付けを見直すこととし、上記に準じ、統廃合等を推進
	・在外公館の要員について、業務システムの最適化等に伴う合理化により、行政需要等に応じた適正な配置を行う。	方針別紙1	・平成17年度においては、新電信システムの導入に伴う、要員9人の削減、査証手続の緩和に併せた要員7人の削減など89ポストの見直しを実施	・行政需要に応じた適正な要員配置を行うこととし、平成18年度においては、78ポストの見直しを実施。そのうち、査証担当、領事担当等については、査

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 食糧事務(食糧検査は民営化)、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査の独立行政法人化の検討を、引き続き進める。他の事務・事業についても引き続き検討を進める。 	<p>大綱 V-2(2)</p>	<p>〈食糧事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧食糧事務所業務のうち、主要食糧業務に係る定員は、平成14年度の5,900人を向こう10年以内に1/3程度までに縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、平成14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、平成17年度までに1,310人の定員削減を実施 なお、農産物検査業務については、平成12年4月の農産物検査法の一部を改正する法律の可決成立を受け、平成13年4月から民間への移行を開始し、5か年で移行を完了することとしており、これに伴い平成13年度から平成17年度において1,848人の定員を削減 <p>〈動物医薬品検査所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物医薬品検査所については、主たる業務のうち、ワクチン等の検査検定業務の減量・効率化を推進。平成16年4月に3種類の生ワクチンについての検定試験項目から力価試験を廃止(平成12年3月以降の合計は39種類) <p>〈船舶検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査については、民間能力の一層の活用等を推進するため、登録機関制度において新たに1法人を登録検査機関として登録するとともに、事業場認定制度において新たに2事業者を製造事業場として認定(平成18年3月31日現在) <p>〈航空機検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機検査については、民間能力の一層の活用を推進するため、認定を受けた事業場が安全性等の確認を行った航空機について、耐空証明における国の検査を省略できる認定事業場制度の活用を推進 <p>〈無線等検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局検査については、民間能力を活用し、点検能力について総務大臣の認定を受けた民間事業者(認定点検事業者)が行った無線設備、無線従事者の資格等の点検結果をもって無線局検査(新設・変更・定期)の一部を省略できる認定点検事業者制度を 	<p>証発給件数、各種領事業務取扱件数等定量的指標も踏まえつつ定員の再配置を進め、平成18年度は定員15人の合理化を実施</p> <p>〈食糧事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要食糧業務に係る定員は、平成14年度の5,900人を向こう10年以内に1/3程度までに縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、平成14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、平成18年度は241人の定員合理化を実施 <p>〈動物医薬品検査所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物医薬品検査所については、検査検定業務の減量・効率化を図り、その進捗よく状況を踏まえつつ、引き続き検討 <p>〈船舶検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査については、今後とも登録機関制度や事業場認定制度の活用により民間能力の一層の活用を推進するとともに、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官(技術)を統合し業務の一層の効率化を推進。その結果を踏まえ、引き続き検討 <p>〈航空機検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進するとともに、外国証明制度の活用等により業務の効率化を図る。その効果を踏まえ、引き続き検討 <p>〈無線等検査〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局検査については、これまでの独立行政法人化の検討を踏まえ、登録点検事業者制度による民間能力の活用状況等を見据えつつ、国の開設する無線

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(e) 情報通信技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。 人事・給与等、共済、物品調達などの各業務については情報システムの統一化を進めるとともに、積極的に外部委託を図る。 人事・給与、共済、物品調達、物品管理等の業務について、業務処理の改革や手続の簡素化等を積極的に行う。他の業務についても業務処理手順の簡素化等の抜本的な業務改革を行う。 給与計算等の内部事務・定型的業務の包括的かつ抜本的な民間委託 	方針 1(1) 重要 4(1) 方針 1(1) 重要 4(1)	導入(平成10年4月1日、平成16年1月26日に登録点検事業者制度へ移行)し、その効果について注視しているところ <ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日にIT化による業務のスリム化等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 <ul style="list-style-type: none"> 同方針に基づき、以下の取組を実施 平成17年度に、共済業務、物品調達業務、物品管理業務等に係る業務・システムの最適化計画を策定 	局の検査の在り方について検討 <ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 内部管理業務等の合理化(財務省等) 総合通信局・総合通信事務所のITの活用等による内部管理業務の合理化等(総務省) 本省内部部局、外庁の内部管理業務の定員を20年度までに40%程度削減する行動計画に基づく合理化(経済産業省) 引き続き、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを推進 <ul style="list-style-type: none"> 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化 業務処理過程の重複の徹底した排除 共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化
	<ul style="list-style-type: none"> 電子政府・電子自治体を推進し、あわせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日にIT化による業務のスリム化等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「行政改革の重要方針」及び「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、地方公共団体に対する調査・照会業務に係るシステム等の最適化を実施するとともに、効率化・合理化を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく行政手続の2割以上について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止等を行う。特に、年間申請件数10万件以上の手続について、思い切った合理化を実施する。 	方針 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月24日にIT化による業務のスリム化等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 オンライン利用促進対象175手続について、平成18年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定し、公表 法令に基づく行政手続(平成16年度末現在49,010件)について、平成16年度中に、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 削減(廃止) 176件 統合 3件 ワンストップ化 6件 添付書類削減(省略) 125件 添付書類廃止 35件 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 登記申請のオンライン化、コンピュータ化等(法務省) 自動車保有関係手続のワンストップ化(国土交通省)等 引き続き、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」、「平成18年度減量・効率化方針」及び「オンライン利用促進行動計画」に基づき、法令に基づく行政手続の簡素化・

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> －頻度軽減 0件 －処理期間短縮 57件 －記載事項簡素化 30件 －その他 132件 	<p>合理化、年間申請件数が10万件以上の手続の思い切った合理化、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直し等を推進</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧式(レガシー)システム等については、可能な限り早期に最適化を実施し、定員の大幅な削減を計画的に進める。 	方針 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年12月24日にIT化による業務のスリム化等の方針を定めた「平成18年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 ・平成18年3月までにすべての旧式(レガシー)システムについて最適化計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成18年度減量・効率化方針」に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> －登記情報システムの最適化(法務省)システムの活用(財務省)等 ・引き続き、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、最適化計画の策定に当たって、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の見通しの明確化、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直し等を推進
(イ) 自衛官・特別の機関の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・定員(25.2万人)を下回っている自衛官の人員についても、聖域を設けず、教育関係、給食関係、整備関係等の民間委託等を行うことにより、行政機関に準じて純減を行う。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度予算において、自衛官の定員▲360人及び自衛官の実員▲300人を純減 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度概算要求に向けて、「行政改革の重要方針」に示された措置について検討中
	<ul style="list-style-type: none"> ・国会、裁判所、会計検査院、人事院の職員の定員(3.2万人)についても、各機関の特質等にも留意しつつ、行政機関に準じた取組を行うよう求める。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国会、裁判所、会計検査院に対して政府の総人件費改革の取組を踏まえ協力を願う旨の公文書を出 ・人事院においては、平成18年3月9日に同院における定員の純減に係る取組について決定し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関において、その特質等に留意しつつ適切に取組
(ウ) 独立行政法人の非公務員化	<ul style="list-style-type: none"> ・特定独立行政法人の公務員(7.1万人)について、独立行政法人を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点が明確でないものはすべて非公務員化する。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度末までに中期目標期間が終了する56法人のうち特定独立行政法人51法人の役職員の身分を見直し、44法人(職員数約12,000人)を非公務員化することを政府として決定 ・上記44法人について、非公務員化を措置するための法案を平成18年通常国会(第164回)に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度以降に中期目標期間が終了する特定独立行政法人の役職員の身分についても、国家公務員の身分を有しない者が担う場合の問題点を検討し、所要の措置を講ずる
イ 地方公務員の純減目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」で要請した4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。 ・国・地方の取組を踏まえ、平成17年度中に公表することとなっている「集中改革プラン」に反映するよう要請する等、総務省は純減上積みの取組を促進する措置を講ずる。 ・国基準関連分野の職員については、地方の努力に加えて国が基準を見直すことにより、これまでの実績(5年間で4.2%)を上回る純減を確保する。特に人員の 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対し、一層の純減の上積みが確保されるよう、新地方行革指針を踏まえた真摯な取組と、教職員など国による定員関係の基準の見直し等を踏まえた取組を集中改革プランに適切に反映すること等を、各会議等において助言するとともに、平成17年12月26日付け総務大臣書簡、自治行政局長通知及び公務員部長通知により要請 ・平成18年度においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に規定する教職員定数は、児童・生徒の減少に伴う自然減により純減を図ることとし、自然減を上回る純減については、公立学校のその他の教育関係職員も含めて全体として対応。また、このことについて、 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各会議等において、事務・事業の要否や実施主体について仕分けを行うことも含め、必要な助言を実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>多い教職員（給食調理員、用務員等を含む。）については、児童・生徒の減少に伴う自然減を上回る純減を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方が主体的に定数を定める分野の職員については、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、これまでの実績（5年間で5.4%）を上回る純減が確保されるよう、地方の努力を要請するとともに、国は、地方の定員増をもたらす新たな施策は原則として行わないこととし、真にやむを得ない場合は他の施策の見直しにより全体として増員とならないようにする。 公立大学の大学法人化、公営企業等の地方独立行政法人化（非公務員型）、民営化等を進める。 	重要 4(1)	<p>文部科学省より各都道府県教育委員会宛に会議等を通じて周知</p>	今後講ずることとしている措置
ウ 純減目標達成のための制度の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> 新規採用の抑制など人事管理上の対応を行う。その際、公的部門の長期的な雇用戦略や退職者に対するセーフティネットの整備にも配慮する。また、個別業務のスリム化に伴う配置転換の仕組み等を構築する。 	重要 4(1)	<p><公立大学></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度においては、6法人の設立を認可 また、平成17年度に法人設立の準備を進めている地方公共団体に対して必要な助言・指導を行うとともに、公立大学法人制度の周知を図るため、全国6カ所で説明会を実施 平成17年度においては、15法人の設立を認可 また、平成18年度以降に法人設立の準備を進めている地方公共団体に対して必要な助言・指導を行うとともに、公立大学法人（7法人）にアンケート調査を実施し、法人化を契機とした特色ある取組について取りまとめ、平成18年3月に地方公共団体等に対し情報提供 <p><公営企業></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年1月に開催した全国都道府県総務部長会議等において、地方公共団体に対し、民間への事業譲渡や地方独立行政法人制度等民間的経営手法の導入等を推進するよう要請 	<p><公立大学></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においても、引き続き公立大学法人の設立を検討している地方公共団体に対して必要な助言・指導を行い、要件が整い次第速やかに認可 <p><公営企業></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月に民間への事業譲渡や地方独立行政法人制度等民間的経営手法の導入等を推進する旨を盛り込んだ通知を発出する予定であるほか、各種会議等の機会において要請する予定
エ 目標の適切な見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員及び地方公務員の純減目標については、今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切な見直しを行う。 	重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年1月6日の閣僚懇談会で、中馬行政改革担当大臣から、「個別具体的な削減の検討対象とされた業務を所管する府省においては、既内定者の採用や治安関係などを除き、年度途中の採用を原則として行わない」よう、要請 平成18年3月31日の行政改革推進本部で「総人件費改革の実行に伴う国家公務員の配置転換、採用抑制等の枠組みについて」を了承 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の市場化テストの本格導入、地方分権や市町村合併の進展、実際の取組状況等に応じて、適切に見直し
(2) 給与制度改革				

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
等 ア 国家公務員給与	<ul style="list-style-type: none"> 地域における官民の給与較差を踏まえ、人事院が行う具体的措置の取りまとめの内容を踏まえ、政府として取扱方針を決定する。 本年の人事院勧告に基づく給与構造改革を着実に推進し、地域の民間賃金の的確な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。また、評価の仕組みと処遇の在り方の見直しを進め、能力・実績主義の人事制度の整備を推進する。 横並びを廃して、必要な人材を確保できる仕組みに改めるため、一般行政職の職務について、例えば、法令に定められた行政サービスの実施など定型的業務を行う職務、政策の企画立案を行う職務等に区分し、各職務区分ごとに比較対象としてふさわしい民間従業者と官民比較を行うような方策を講ずる。 真に職務と職責に応じた給与体系に改め、年功的な昇給を極力抑制するため、給与等級を課長・課長補佐・係長・係員などの職階区分に明確に分類し、職階区分ごとの給与の上下限幅が大きく重ならないようにするとともに職階区分を昇格する場合の昇給幅を拡大する。 民間企業における雇用・組織形態の変化等を踏まえ、比較対象範囲を拡大する方向での比較対象事業規模の見直しや比較対象とする民間役職員の部下数（正社員）要件の見直しを行う。 	方針 6(2) 重要 4(1) 重要 4(1) 重要 4(1) 重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における国家公務員給与の在り方の見直しの第一弾として、平成16年の人事院勧告を受け、寒冷地手当制度の抜本的見直し（支給対象職員の約半数を対象外、支給額を約4割引き下げ等）を平成16年度から実施（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）） 平成17年の人事院勧告を受け、地域の民間賃金の的確な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等の給与構造の改革を内容とする一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成17年特別国会（第163回）において成立（平成17年法律第113号） 職員の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価システムの構築に向けて、本府省課長級及び課長補佐級の一部職員を被評価者とする第1次試行を平成18年1月から開始 	<ul style="list-style-type: none"> 給与構造の改革は、平成18年4月1日から実施され、平成22年度までに完成される予定。また、人事院における職務と責任に応じた給与の体系、官民給与比較方法の在り方等についての検討の状況を踏まえ、引き続き給与制度改革に取組 第1次試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を推進
イ 地方公務員給与	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員の給与について、地域の民間給与の水準を的確に反映したものになるよう、国家公務員の給与構造改革に準じた改革を徹底する。 地方公務員についても、国家公務員給与に準じた公民比較の見直しを求めるとともに、人事委員会機能の強化等により、地域の民間給与の実態がより的確に反映されるよう取り組む。 総務省が示した地方団体ごとに比較可能な給与情報等公開システムを平成17年度中に構築し、住民自治を原動力として、不適切な手当等の是正を徹底し、給与の一層の適正化を進める。 義務教育教職員の人材確保の観点から給与の優位性を 	重要 4(1) 重要 4(1) 重要 4(1) 重要	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体に対し、国家公務員の給与構造の改革を踏まえた見直しの速やかな実施や住民に対する給与情報等の公表の徹底等を、各会議等で助言するとともに、平成17年12月26日付け総務大臣書簡、自治行政局長通知及び公務員部長通知により要請 地方公務員の職種ごとの給与、すべての手当の内容及び定員等の状況について、団体間の比較が可能になるような新たな給与情報等公表システムを、地方公共団体の協力を得て構築し、平成18年3月運用開始 教職員給与の在り方に関する調査研究費を平成18年度予算に計 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体に対し、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告書（平成18年3月公表）を踏まえた取組の要請等を行う予定 平成18年度中に結論を得るべく、教職

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	定めた学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）について、教職員を巡る雇用情勢の変化等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行う。具体的には、教職員給与関係の法令を含め、教職員給与の在り方について検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年春に所要の制度改正を行う。	4(1)	上	員給与の在り方について調査研究を実施
ウ 一般職以外の公務員	・自衛官、秘書官その他の特別職、国有林野事業職員等の現業職員など、国の行政部門の公務員のうち一般職の職員の給与に関する法律が適用されない公務員や、地方の特別職等についても、公務員給与の見直しに準じて給与の見直しを行う。	重要 4(1)	・自衛官、秘書官その他の特別職、国有林野事業職員等についても、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員に準じ、地域の民間賃金の的確な反映等の給与構造改革を行うため、所要の法改正等を実施（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第114号）等）	・一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員に準じて引き続き給与制度改革に取組
エ 国会・裁判所等の公務員	・国会、裁判所等の公務員についても、行政部門の取組を踏まえ、適切に対処するよう求める。	重要 4(1)	・国会、裁判所に対して政府の総人件費改革の取組を踏まえ協力を願う旨の公文書を発出	・各機関において、その特質等に留意しつつ適切に取組
(3) その他の公的部門の見直し ア 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。 ・各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。 ・各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。 ・運営費交付金を抑制する。 ・各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。 	重要 4(1) 重要 4(1) 重要 4(1) 重要 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標において提示 ・各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本とすること、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むこととする旨の内容を含む中期計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・各法人は、中期計画に沿って人件費の抑制に取り組む予定 ・主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗よく状況等を的確に把握。また、これらの取組を踏まえて運営費交付金を抑制 ・各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、毎年度業務の実績に関する評価の際に、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等についても厳格な事後評価を実施 ・総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、毎年度各府省の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会から通知された各法人の評価に関する二次評価を行う中で、各法人の人件費削減の取組状況等についても厳格な評価を実施
イ 特殊法人及び認可法人	・主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、各	重要 4(1)	・主務大臣より各法人に対して、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請する。		各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを要請	
	・各法人の人件費削減の取組は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことを基本とする。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。また、各法人の長は、これらの内容について人件費削減計画の策定に取り組むものとする。	重要 4(1)	・各法人は、主務大臣の要請を踏まえ、今後5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を行うことを基本とすること、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むこととする旨の内容を含む人件費削減計画を策定	・各法人は、人件費削減計画に沿って人件費の抑制に取り組む予定
	・主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査する。また、各法人に対する補助金等を抑制する。	重要 4(1)		・主務大臣は、法人の予算の認可等に当たり、これらの取組が適切になされているかどうかを厳正に審査。また、これらの取組を踏まえて、各法人に対する補助金等を抑制
	・各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表する。	重要 4(1)	・内閣官房が人事院の協力を得て、各府省に対して、役職員の給与水準の公表に資するよう、ラスパイレズ指数等の公表のための給与等の調査を実施中	・各法人及び主務大臣は、各法人の給与水準について、国家公務員との比較の公表を行うとともに、内閣官房において取りまとめ公表
ウ 公益法人等	・主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。	重要 4(1)	・「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」における常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請	・今後も、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請
	・主務大臣は、「特別の法律により設立される民間法人」に対して、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」における役員の報酬等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。	重要 4(1)	・「特別の法律により設立される民間法人」に対して、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」における役員の報酬等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請	・今後も、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請
エ 地方公社等	・地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人員や給与に関する情報を国民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促す。	重要 4(1)	・平成18年1月に開催した全国都道府県総務部長会議等において、地方公共団体に対し、地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人件費等の情報公開の取組を促進するよう要請	・平成18年4月に地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の人件費等の情報公開の取組を促進する旨を盛り込んだ通知を発出する予定であるほか、各種会議等の機会において要請する予定
(4) フォローアップ	・内閣官房を中心に、総務省、財務省の協力を得て、総人件費改革の各所管府省等の取組についてフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告するとともに、公表する。	重要 4(1)	・初回となる本フォローアップを平成18年3月31日に行政改革推進本部に報告し、公表	・今後も適宜フォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	・経済財政諮問会議は総人件費改革の実施状況をフォローアップする。	重要 4(1)	・平成17年12月20日の経済財政諮問会議において、「総人件費改革実行計画」が盛り込まれている「行政改革の重要方針」について議論 ・平成18年2月23日の経済財政諮問会議において、公務員の総人件費改革が盛り込まれている行政改革推進法案について議論	・経済財政諮問会議において、総人件費改革の実施状況をフォローアップ
	・内閣官房、内閣府、総務省において、人件費抑制を始め行政改革に関する先進的な取組が全国に広がるよう、国・地方を通じた優良事例をオープンに議論しその効果を競い合う「行革コンペ」の実施等により競争的環境の醸成に向けて取り組む。	重要 4(1)	・平成17年11月18日に第1回の「国・地方の行革コンペ」を東京で開催 ・平成18年3月15日に第2回の「国・地方の行革コンペ」を大阪で開催	・ブロック別での「行革コンペ」の開催など、平成18年度以降も「行革コンペ」を実施し、競争的環境の醸成に向けて取組
2 公務員制度改革の推進 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省 (1) 総論	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・実績主義の人事管理の徹底、再就職管理の適正化等の観点に立った公務員制度改革について、総人件費改革の推進状況等も踏まえつつ、関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化を図る。 ・制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案(能力・実績主義の人事管理、再就職管理の適正化(行為規制を含む)、中央人事行政機関に関する規定の整理等)の提出を検討する。 ・現行制度下における改革の推進を図る観点から、実施体制を整備する。 ・公務員の労働基本権や人事院制度、給与の在り方、能力主義や実績評価に基づく処遇、キャリアシステム等公務員の人事制度を含めた公務員制度についても、国民意識や給与制度改革の推進状況等も踏まえつつ、内閣官房を中心に幅広い観点から検討を行う。 	重要 4(2) 方針 6(1) 大綱 1-2 (1)(2)(5) 方針 6(1) 重要 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員制度改革については、平成13年1月6日に内閣官房に設置された行政改革推進事務局において、「行政改革大綱」に基づき検討を進め、同年12月25日に「公務員制度改革大綱」を閣議決定。「公務員制度改革大綱」の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」(平成16年6月9日与党申入れ)を受けて、公務員制度改革について検討 ・公務員制度改革等に関する政府と連合との協議を開催(平成18年1月、3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との率直な対話と調整を進め、できる限り早期に具体化
(2) 適切な退職管理	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等に役員定年制を設け、また、国との関係及び法人に従事する公務員の身分関係の整理を含め、これらの法人への役員出向制度の創設等適正化のための措置を講ずる。 	大綱 1-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員の再就職に関し、「公務員制度改革大綱」等に基づき、各府省の退職者の再就職状況全般、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況及び公益法人の役員に関する措置の進捗よく状況の調査結果について毎年1回公表 ・特殊法人等への役員出向を具体化する措置の一環として、平成15年に国家公務員退職手当法を改正し、在職期間を通算できるよう措置 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、 	大綱 1-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年に国家公務員退職手当法を改正し、長期勤続者に過度 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>あるいは官民の年金制度の相違を解消することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期退職慣行の是正を計画的に推進する。能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずる。 独立行政法人、特殊法人、認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の役員への国家公務員出身者の選任・就任に関する累次の閣議決定等の遵守、早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。 	<p>方針 6(1)</p> <p>重要 4(2)</p>	<p>に有利となっていた支給率カーブをフラット化し、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分である「調整額」を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期退職慣行の是正については、平成14年12月の閣僚懇談会申合せに基づき、各府省のI種幹部職員の勧奨退職年齢を、平成15年度から5年間で段階的に引き上げ、平成20年度には原則として3歳以上高くすることを目標として取組 国家公務員退職手当法について、平成15年改正により幹部公務員について早期退職割増措置を縮減。また、平成17年改正により、在職期間長期化に対応するための算定方式の特例を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 早期退職慣行の是正を引き続き計画的に推進。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、複線型人事管理や広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策について検討
(3) 人事評価	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守する。独立行政法人及び特殊法人について、選任手続を適切に行う。認可法人について、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告する。国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守する。離職後2年以内の常勤役員への就任に際し、所管府省にあらかじめ報告するよう指導する。各府省は、報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告する。 	<p>方針 6(1)</p> <p>重要 4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人及び特殊法人について引き続き選任手続を適切に行うことに加え、平成17年4月1日以降、離職後2年以内の課長相当職以上の職員が認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員へ就任する際に内閣官房長官に報告（公益法人については総務省を経由）することとし、報告状況等について、平成17年12月26日に公表 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房長官への報告内容については、引き続き、毎年1回取りまとめ公表
(4) 公務部門の人材の確保・人材の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度中に本府省を対象とした評価の試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第1次試行を平成18年1月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。 	<p>方針 6(1)</p> <p>重要 4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価システムの構築に向けて、本府省課長級及び課長補佐級の一部職員を被評価者とする第1次試行を平成18年1月から開始 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成18年度中に第2次試行を開始するなど、段階的な取組を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員採用I種試験について、幅広い視野と十分な専門性などをより的確に検証等するために平成18年度から改善がなされることを受け、多様で有為な人材の確保に一層努める。 	<p>重要 4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」に基づき、当面、現行制度の下において、人材確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流について、各府省等と連携を図りながら、これらの推進方策について検討

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 採用区分・試験区分に基づく硬直的な人材登用を改めるとともに、女性の積極的登用、中途採用及び社会奉仕活動を評価するなど、多様な人材の確保を可能とする。 外部から一定数以上の任用を積極的に進めるとともに、司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保するための改革を行う。大臣スタッフを当該行政機関外(他省、民間)からも登用する。 計画的な能力開発の促進に資するための方策については、引き続き検討を進める。 公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。 	<p>大綱 1-2 (1)(3)</p> <p>大綱 1-2 (1)(4)</p> <p>重要 4(2)</p> <p>方針 6(1)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 官民交流の推進について、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流を促進するとともに、大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るため、制度面の見直しに取り組む。 	<p>重要 4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人事院の意見の申出を踏まえ、民間企業からの交流採用の推進を図るため、交流採用をする者について、交流元企業との雇用関係を継続することができるよう、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案を平成18年通常国会(第164回)に提出 人事院とともに、日本経団連の協力を得て、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流の拡大を進めているところであり、他の経済団体に対しても同様の協力を要請 「平成18年度における人事管理運営方針」において、官民の人事交流を更に積極的に推進することとし、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流を促進するとともに、大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るため、制度面の見直しに取り組み、幹部クラスの官民交流については、各府省の業務内容に応じ、数値目標を掲げて推進することを目指し、そのための環境整備に取り組むことを決定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、人事院とともに、日本経団連の協力を得て、各府省と民間企業双方の交流希望の人材・ポストに関する情報を活用しつつ、交流の拡大を進めていくこととし、他の経済団体の協力も得て、広く民間企業を対象として交流を推進 大学、研究機関等を含めた幅広い交流を図るための制度面の見直しについては、既存制度の運用の見直しを含め、引き続き検討
	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の幹部の1割を目途とした人事交流を行うなど府省間の人事交流を進める。 	<p>大綱 1-2(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年夏の人事異動期において、内閣の重要政策課題等に係る幹部ポストで新たに40の人事交流を実施(平成16年の取組と合わせ、各省約1,400の幹部ポストのうち、すでに110程度が交流ポストとなった)(平成17年9月6日に内閣官房長官から公表) 「平成18年度における人事管理運営方針」において、府省間交流を引き続き積極的に推進することとし、幹部職員については、各府省の幹部の1割を目途とした人事交流を行うという方針に沿って、積極的に取り組むことを決定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、内閣官房を中心として、各府省の幹部の1割について、府省間人事交流が行われるよう積極的な取組 平成18年夏を目途に、夏の人事異動期における幹部クラスの交流状況について取りまとめて公表を行う予定
	<ul style="list-style-type: none"> 職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、 	<p>重要 4(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人事院の意見の申出を踏まえ、国家公務員が留学中又は留学終 	<ul style="list-style-type: none"> 法案成立後、法律の適正な運営を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>留学費用を償還させる制度を創設するため、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員の海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。 	<p>大綱 1-2(2)</p>	<p>了後早期に離職した場合に、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度等を整備するため、平成18年3月に「国家公務員の留学費用の償還に関する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</p>	

V 政府資産・債務改革

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 総論 [推進官庁] ・財務省	<ul style="list-style-type: none"> これまでの財政投融资改革による財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持し、徹底的な歳出削減を図るとともに、売却可能な国有財産の売却促進を行うこと等により、政府の資産規模の圧縮を行う。 	重要 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金の貸付金残高については、財投改革以降、対象事業の重点化・効率化に努めた結果、その規模を着実に縮減させてきており、平成18年度財投残高見込みは約280兆円とピーク時から3割減 平成18年度予算において、新規国債発行額を5年ぶりに30兆円以下に抑制。また、一般歳出を平成17年度予算に引き続き2年連続で減額 不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行うための交換を可能とするよう「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、対象事業の重点化・効率化を推進し、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持 引き続き未利用国有地等の売却を促進
	<ul style="list-style-type: none"> 資産・債務の管理の在り方についても、民間の視点・技法をも積極的に活用しつつ、見直しを進める。 	重要 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> 借受庁舎を含めた庁舎等使用調整計画を、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に基づき、不動産専門家等を含む財政制度等審議会に付議するとの方針を決定 国家公務員宿舎について、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に係る具体的な計画案を検討するため、有識者会議を開催（平成18年1月以降） 債務管理について、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるため、以下の取組を実施 <ol style="list-style-type: none"> ①国の債務管理の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会の開催 ②市場分析官を始めとした民間人の登用 ③内部職員向け研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等使用調整計画に基づき、平成18年6月以降取組を順次実施 未利用国有地を売却するまでの間、国以外の者による暫定活用を推進 民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れるため、懇談会等の開催、民間人の登用等を実施。それらを踏まえ、より一層の公債の管理政策の充実を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る。 	重要 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> 国におけるこれまでの取組については、「Ⅲ 特別会計改革等 2 公会計の見直し」を参照 「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け総務省自治財政局長通知）及び「連結バランスシートの試行について」（平成17年9月13日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）により、都道府県及び政令市に対して平成16年度決算について、地方独立行政法人、地方公社、第3セクターを含む連結バランスシートを作成・公表するように要請 平成17年度中に全都道府県及び政令市において、連結バランスシートの試案を作成・公表 	<ul style="list-style-type: none"> 予算書・決算書の見直し等を踏まえた財務書類の作成基準の見直し 特別会計の開示すべき会計情報についての検討 公会計の整備に関する国と地方公共団体の連携の強化 地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備について調査・検討の予定
	<ul style="list-style-type: none"> 今後の財政運営に当たっては、 	重要	<ul style="list-style-type: none"> 左記4つの原則を明示した行政改革推進法案を平成18年通常国 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ① 将来の国民負担を極力抑制すること ② 金利変動など財政運営に関するリスクを適切に管理すること ③ 債務残高を抑制すること ④ 剰余金・積立金については合理的な範囲にとどめること を原則とすることを明示し、また、そのために必要な財務情報の開示を徹底する。	5	会（第164回）に提出 ・潜在的国民負担率・債務残高等の情報についてこれまでも開示しているところ	
2 政府の資産・債務規模の縮減 [推進官庁] ・財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・政府資産については、真に必要な部分のみを厳選して保有する。 ・政府の資産規模の対名目GDP比を、今後10年間で概ね半減させるといったような長期的な目安を念頭におきながら資産のスリム化を進める。 （注）一定の政策目的のために保有している外為資金・年金寄託金等及び売却困難な道路・河川等の公共用財産はスリム化の対象としないが、それぞれの政策目的に照らして、資産を合理的に管理する必要がある。	重要 5(1) 重要 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政融資資金の貸付金残高については、財投改革以降、対象事業の重点化・効率化に努めた結果、その規模を着実に縮減させてきており、平成18年度財投残高見込みは約280兆円とピーク時から3割減【再掲】 ・効率性の視点を明確化した「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出 ・不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行うための交換を可能とするよう「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出【再掲】 ・国家公務員宿舎について、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に係る具体的な計画案を検討するため、有識者会議を開催(平成18年1月以降)【再掲】 ・NTT、JT株式の売却は完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、対象事業の重点化・効率化を推進し、財政融資資金の貸付金残高の縮減を維持【再掲】 ・庁舎については、監査などの結果を踏まえた使用調整を徹底し、一棟全体が不用となったものは速やかに売却する方針 ・実施要領を整備し、既存庁舎について監査を実施し使用効率等を的確に把握（その後、使用調整に反映） ・引き続き未利用国有地等の売却を促進【再掲】 ・国家公務員宿舎については、有識者会議において、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に係る具体的な計画案を策定予定 ・政府出資については、民営化された法人の株式の売却を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能な国有財産について一層の売却促進に努める。 	重要 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行うための交換を可能とするよう「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き未利用国有地等の売却を促進【再掲】
3 資産・債務管理の課題 [推進官庁] ・財務省	<ul style="list-style-type: none"> ・時価に基づく売却収入及び機会費用を考慮し、国有財産の売却可能性を検討する。 	重要 5(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国が現に使用している庁舎等のリースバックについて、国民負担軽減の観点から、民間の視点を活用しつつ、その適否について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が現に使用している庁舎等のリースバックについて、国民負担軽減の観点から、民間の視点を活用しつつ、その適否について検討を実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の証券化については、対象資産の種類とリスク分散の仕組みや国民負担軽減の観点から検討する。貸付金の証券化についても、幅広い観点からその適否を検討する。 ・国有財産の管理に当たっては、民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるなど所要の制度的枠組みを整える。 ・国有財産の管理処分が一層効率的に行える法改正を平成18年通常国会において行う。 ・民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れながら、専門家集団としての一層の向上など公債の管理政策の一層の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要 5(2) 重要 5(2) 重要 5(2) 重要 5(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員宿舎について、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に係る具体的な計画案を検討するため、有識者会議を開催(平成18年1月以降)【再掲】 ・国が現に使用している庁舎等のリースバックについて、国民負担軽減の観点から、民間の視点を活用しつつ、その適否について検討を開始【再掲】 ・財政融資資金の貸付金の証券化については、財投事業へのガバナンスの確保を始め、実施に伴う国民負担、市場への影響を含め、幅広い観点からその適否について検討を開始 ・借受庁舎を含めた庁舎等使用調整計画を、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法に基づき、不動産専門家等を含む財政制度等審議会に付議するとの方針を決定【再掲】 ・「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会(第164回)に提出 ・債務管理について民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れるため、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①国の債務管理の在り方に関する懇談会、国債市場特別参加者会合、国債投資家懇談会の開催 ②市場分析官を始めとした民間人の登用 ③内部職員向け研修の実施【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎については、監査などの結果を踏まえた使用調整を徹底し、一棟全体が不用となったものは速やかに売却する方針【再掲】 ・国家公務員宿舎については、有識者会議において、民間の視点を十分に活用しつつ、都心からの移転・再配置に係る具体的な計画案を策定予定【再掲】 ・国が現に使用している庁舎等のリースバックについて、国民負担軽減の観点から、民間の視点を活用しつつ、その適否について検討を実施【再掲】 ・財政融資資金の貸付金の証券化等について、幅広い観点から、民間の視点を活用しつつ、その適否について検討を実施 ・庁舎等使用調整計画に基づき、平成18年6月以降取組を順次実施【再掲】 ・民間有識者・専門家の知見を引き続き十分に取り入れるため、懇談会等の開催、民間人の登用等を実施。それらをふまえ、より一層の公債の管理政策の充実を推進【再掲】
<p>4 早急に対応すべき課題 [推進官庁] ・財務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国有財産の高度利用・民間活用、売却促進を強力に推進するため、平成18年通常国会に国有財産法等の改正案を提出する。 ・既存庁舎等の使用について、省庁横断的な調整・監査をこれまで以上に強力に実施し、無駄な使用を解消する。一棟全体が不用となった庁舎等は、速やかに民間等に売却するとともに、一部に余剰が生じた庁舎等については、余剰部分を民間等に貸し付けることができるようにする。 ・新たに庁舎等を取得する場合においては、保有と賃借のいずれが有利かを厳密に検証し、選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要 5(3) 重要 5(3) 重要 5(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会(第164回)国会に提出【再掲】 ・借受庁舎等の使用に係る監査の規定及び庁舎の余剰部分に係る貸付規定を盛り込んだ「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会(第164回)に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎については、監査などの結果を踏まえた使用調整を徹底し、一棟全体が不用となったものは速やかに売却する方針【再掲】 ・実施要領を整備し、新たに庁舎等を取得する場合の建替えと民間借受のコスト比較を実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 物納財産等の未利用国有地については、積極的な売却努力をする。不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行い早期に売却できるよう、条件整備をする。また、未利用国有地の売却までの間、民間による暫定活用を推進する。 	重要 5(3)	<ul style="list-style-type: none"> 不整形地などの未利用国有地等について、整形化等を行うための交換を可能とするよう「国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き未利用国有地等の売却を促進【再掲】 未利用国有地を売却するまでの間、国以外の者による暫定活用を推進【再掲】
5 国民への説明責任 [推進官庁] ・財務省	<ul style="list-style-type: none"> 財務省は改革の方向と具体的施策を明らかにするため、平成18年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する。 	重要 5(4)		<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度中に工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告
6 地方における取組 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。 	重要 5(5)	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を受けた、「総務大臣書簡」（平成17年12月26日付け）において、各地方公共団体に対し、資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、未利用資産の売却促進等の改革に積極的に取り組むよう要請 地方公共団体の公有財産の効率的な活用を推進するために行政財産の貸付範囲の拡大等を図ること等を内容とした地方自治法の一部を改正する法律案を平成18年通常国会（第164回）に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度中に策定される国の工程表を踏まえ、各地方公共団体に対して改革の方向と具体的な施策を明らかにするよう強力に要請していく予定

VI 社会保険庁改革

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 基本的な考え方 [推進官庁] ・厚生労働省	・平成20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直しを行い、所要の法律案を平成18年通常国会に提出する。	重要 6(1)	・政管健保の公法人化（「全国健康保険協会」の設立）について盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出 ・年金新組織（「ねんきん事業機構」（厚生労働省の特別の機関）の設置）について盛り込んだ「ねんきん事業機構法案」を平成18年通常国会（第164回）に提出	
2 公的年金の運営主体について [推進官庁] ・厚生労働省	・公的年金については、確実な保険料の収納と給付を確保するとともに、国民の意向を反映しつつ、適正かつ効率的で透明性のある事業運営を図るため、これまでの組織とは異なる機能・構造等を備えた新たな国の行政機関（厚生労働省の特別の機関）を設置する。 具体的には、事業運営に関する重要事項の決定に際して議を経なければならない機関として「年金運営会議」を設置するとともに、会計監査、業務監査及び個人情報管理監査を行う特別な監査体制を整備し、それぞれ複数の外部専門家を登用する。	重要 6(2)	・「ねんきん事業機構」（厚生労働省の特別の機関）を設置するとともに、同機構に「年金運営会議」及び「特別監査官」を設置すること等について盛り込んだ「ねんきん事業機構法案」を平成18年通常国会（第164回）に提出	・平成20年10月のねんきん事業機構の発足に先立って、「年金運営会議」及び「特別監査官」の設置について、平成18年度から先行的に実施
	・保険料の強制徴収等の強化すべき業務への要員のシフトを図りつつ、市場化テストの拡大等による大幅な人員削減等を行うとともに、民間企業的な能力主義・実績主義に立った人事評価制度の導入、各都道府県に設置された社会保険事務局の廃止及び新たなブロック機関への集約等の地方組織の抜本改革を行う。	重要 6(2)	・民間企業的な人事評価制度については、平成17年10月から、一定職以上の職員を対象に試行を実施	・平成18年度から7年以内で、全国健康保険協会への移管を含めて、平成17年度の人員数に比較して、 ①常勤公務員の定員を20%以上純減するとともに、 ②常勤及び非常勤の公務員を合わせて、1万人程度の純減を実施 ・人事評価制度については、平成17年度に実施された試行を踏まえ、平成18年度に一定職以上の職員、平成19年度に全職員を対象として本格実施 ・地方組織の見直しについては、平成20年10月のねんきん事業機構の発足に併せて実施
	・社会保険オンラインシステムの見直し、年金被保険者・受給者カード等の導入の検討等、各般にわたるIT化の推進・サービス向上のための取組を進める。	重要 6(2)	・社会保険オンラインシステムについては、平成16年度に実施した刷新可能性調査の結果を踏まえ、平成18年3月に「社会保険業務の業務・システム最適化計画」を策定 ・組織改革と併せて、各般にわたる業務改革について一体的に推進することとし、法的措置が必要な事項について盛り込んだ「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出	・平成18年度から平成22年度までの5年間で社会保険オンラインシステムの見直しを実施
3 政管健保の運営主体について	・政管健保については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立した上で、都道府県単位の財政運営を基本	重要 6(3)	・政管健保の公法人化（「全国健康保険協会」の設立）を図るとともに、同法人に事業主、被保険者等から構成される「運営委	・左記法案では、平成20年10月に「全国健康保険協会」を設立予定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
[推進官庁] ・厚生労働省	<p>とした事業運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保する等、保険者として責任を持った運営を確保する。 ・ 政管健保の「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、企業の負担軽減等の観点から、相互の独立性を確保しつつ、公的年金の運営主体において併せて実施する。 	<p>重要 6(3)</p> <p>重要 6(3)</p>	<p>員会」を設置すること、「適用」及び「徴収」の業務はねんきん事業機構において実施すること等について盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</p>	
4 改革の継続的な推進 [推進官庁] ・厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新組織の発足後も、事業運営の効率性、保険料収納率、サービス改善等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。 	<p>重要 6(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改革と併せて、国民年金保険料の収納対策の強化、サービスの向上などの業務改革についても一体的に推進することとし、法的措置が必要な事項について盛り込んだ「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出 	
5 年金福祉施設等について [推進官庁] ・厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金福祉施設等については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において整理合理化を進めるとともに、年金福祉施設等の運営等が委託されている公益法人についても、廃止・統合等の抜本的な見直しを速やかに進める。 	<p>重要 6(5)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金福祉施設等については、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、今後5年間で整理合理化を実施

Ⅶ 規制改革・民間開放の推進等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 規制改革・民間開放の推進 [推進官庁] ・内閣府 (1) 総論	<ul style="list-style-type: none"> 民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」が緊密に連携する。 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図る。 規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。 国の事務事業について根底から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民間開放を強力に推進する。 地方公共団体の業務の民間開放の阻害要因になっている国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。 	方針 4(1) 方針 4(1) 方針 4(1) 方針 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（平成16年12月24日）」の具体的施策を最大限に尊重し、平成17年3月25日に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を改定を閣議決定 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）」の具体的施策を最大限に尊重し、平成18年3月31日に「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議では、引き続き、規制改革・民間開放推進本部、経済財政諮問会議等とも連携しつつ、規制改革を推進
(2) 「市場化テスト」の本格的導入	<ul style="list-style-type: none"> 公共サービスの受け手となる国民の視点に立ち、公共サービスの質の維持向上・コストの削減・要否の仕分け等に資するよう、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成18年通常国会に早期に提出する。 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」等を踏まえ、市場化テストを積極的に活用し、規制改革・民間開放を抜本的に推進する。平成17年度にモデル事業を実施し、「市場化テスト法」（仮称）も含めた制度の整備を検討する。 	重要 7(1) 方針 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テストの本格的導入を図るため、競争の導入による公共サービスの改革を実施するための必要な事項を定めた「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 法案が成立したあかつきには、事業の仕分けを盛り込んだ「公共サービス改革基本方針」の策定など速やかに法律に基づく市場化テストが実施できるよう、必要な政省令やガイドラインなどを整備
(3) 官業の民間開放の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国が直接実施している事務・事業、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公益法人が実施している事務・事業、地方公共団体の事務・事業について、民間委譲、民間への包括的業務委託又は民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。 平成16年における取組を更に総合的に進め、国の事務事業の民間委譲、業務委託を推進する。推進に当たり、国有財産管理制度について、国の機関等に周知徹底する。 	重要 7(2) 方針 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> ①国が直接実施する事務・事業、②独立行政法人、③特別の法律により設立される民間法人（特殊法人、認可法人）、④公益法人（指定法人等）、⑤地方公共団体の事務・事業について、個別具体的に検証を行い、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」にて民間委譲、民間委託の推進を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「民間にできることは民間に」という原則の下、更に幅広く官業の民間開放を推進
(4) 主要分野の規制改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別 	重要 7(3)	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）」の具体的施策を 	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）に基づき、引き続き規制改

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>要望や新たな課題への対応など、検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化への対応、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人の移入・在留、「個別重点検討分野」として掲げる医療、教育、農業・土地住宅分野について、同会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な規制改革を推進する。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、検討を進める。規制改革・民間開放推進会議が重点検討事項として掲げる14項目について、第1次答申を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な検討を進める。 	<p>重要 7⁽³⁾</p> <p>方針 4⁽¹⁾</p>	<p>最大限に尊重し、平成18年3月31日に「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」を閣議決定</p>	<p>革・民間開放を推進</p>
(5) 規制の評価・見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は引き続きRIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を講ずる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成16年度から試行されているRIA（規制影響分析）の積極的な実施を推進するとともに、評価手法が開発された時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で早期に規制の事前評価の義務付けを図る。 	<p>重要 7⁽⁴⁾</p> <p>方針 4⁽¹⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府規制改革・民間開放推進室は、各府省が平成16年度から試行的実施を行うこととされているRIAについて、参考となる実施要領を作成し各府省に送付 各府省は平成16年10月からRIAを試行的に実施。現在までに100件を超える試行事例が蓄積 総務省は、平成17年6月に、各府省において実施されているRIAの試行の概要を取りまとめ公表 総務省は、平成15年9月以降、計6回開催した「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」の検討結果を取りまとめ、「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究」として、平成16年7月に公表。平成17年9月からは規制に関する事前評価の義務付けに向け、研究会を開催し、同年11月に中間報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施 総務省は平成18年度中に行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるために必要な措置を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、規制改革・民間開放推進会議の第2次答申の具体的施策を踏まえ、必要な見直しを推進する。また、制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制について、平成18年度中に見直し基準を策定し、見直しを推進する。 	<p>重要 7⁽⁴⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）」の具体的施策を最大限に尊重し、平成18年3月31日に「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」の着実な実施及び制度創設以来一定の年限が経過した規制に基づく規制について平成18年度中に必要な措置を実施
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> 現行「規制緩和推進3か年計画（再改定）」の着実な実施を図る。平成13年度を初年度とする新たな「規制改革推進3か年計画」を平成12年度末までに策定する。 新計画の策定に当たっては、IT革命の推進など近年の社会経済情勢の変化への対応を重視するとともに、医療・福祉、雇用・労働、教育などの社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開を図る。 	<p>大綱 Ⅲ-(1)</p> <p>大綱 Ⅲ-(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年3月30日に平成13年度を初年度とする「規制改革推進3か年計画」を閣議決定し、着実に実施 平成14年3月29日には「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」を閣議決定。改定に際して、総合規制改革会議が策定した「規制改革の推進に関する第1次答申」の指摘事項を「重点計画事項」として新たに章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み 平成15年3月28日には、同計画の再改定を閣議決定。再改定に際しては、「規制改革の推進に関する第2次答申」の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措 	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）の実施状況に関するフォローアップを行い、これを公表

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革の推進に当たっては、国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開等の徹底を図る。 環境への負荷の少ない、循環型社会の形成を促進する。環境規制の改革に当たっては、持続的に発展することができる社会を構築する観点からの取組を進める。 日本経済の活性化、豊かな社会の実現のため、公正かつ自由な競争を促進することとし、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等により競争政策の推進を図る。 	<p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p>	<p>置事項を盛り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月19日には、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革の推進に関する第3次答申」を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成15年12月26日)を踏まえ、第3次答申の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み 平成17年3月25日には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」等を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成16年12月28日)を踏まえ、第1次答申等の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み 平成18年3月31日には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」等を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成17年12月22日)を踏まえ、第2次答申等の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み 	
	<ul style="list-style-type: none"> 国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。 	<p>大綱Ⅲ-(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 片仮名・文語体で表記されている民法を平仮名・口語体に改めるとともに、現代では用いられていない用語を平易なものに置き換える(いわゆる現代語化)ための「民法の一部を改正する法律」が第161回国会にて成立(平成16年法律第147号、平成17年4月1日施行) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業における競争政策の在り方については、NTTの在り方も含め、郵政省の電気通信審議会の審議結果等を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。 	<p>大綱Ⅲ-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」(平成14年2月19日)、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」(同年8月7日)等を踏まえ、新たな競争政策の導入に向けて第156回国会に「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、平成15年7月17日に成立、同月24日に公布、平成16年4月1日に施行 また、公正取引委員会と総務省は共同して、独占禁止法及び電気通信事業法の運用の透明性を高めるため、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月30日)を策定・公表。同指針については、平成16年4月に施行された電気通信事業法の改正等に伴う規定の修正及び独占禁止法の運用事例を踏まえた問題行為の追加等を内容とする同指針の一部改定を共同で実施(平成16年6月18日公表) さらに、総務省は、平成15年度から電気通信事業分野の競争状況の評価を実施。平成17年度についても、同年11月に「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針」及び「電気通信事業分野の競争状況に関する平成17年度実施細目」を策定・ 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、引き続き、透明性・客観性に配慮しつつ、電気通信事業分野の主要な領域である①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業内ネットワーク領域のすべての領域について、競争状況の分析・評価を実施 さらに、総務省は、平成18年1月から開催している「通信・放送の在り方に関する懇談会」や平成17年10月から開催している「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」等における議論を踏まえ、競争政策上の必要な措置について検討 また、公正取引委員会は、平成13年4月に設置した「IT・公益事業タスクフォース」を有効に活用し、独占禁止法違反に対し、効率的かつ迅速に対応

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>公表。これらに基づき、平成17年度は「固定通信」「インターネット接続」「移動体通信」等を含むすべての領域について、競争評価を実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> また、公正取引委員会は、IP(インターネットプロトコル)化等の技術革新及び競争の進展によって、ADSL等のブロードバンドサービスをめぐる急速な競争状況の変化が見られる中、今後の電気通信事業分野における競争政策的確な運営に役立てるため、ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査を実施し、報告書を平成16年4月27日に公表 	
	<ul style="list-style-type: none"> 新たな規制改革推進3か年計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、新たな審議機関を内閣府に置くことについて検討し、平成12年度末までに具体的成案を得る。 	大綱Ⅲ-(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月31日をもって総合規制改革会議は廃止されたが、平成16年4月1日に規制改革・民間開放推進会議が発足し、経済社会の構造改革を進める上で必要な国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制の在り方の改革に関する事項、その他の規制の在り方の改革に関する基本的事項について総合的に調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、規制改革・民間開放推進会議にて調査審議 また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」の実施状況を監視
<p>2 構造改革特区の推進 [推進官庁] ・内閣官房</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年10月中旬から11月中旬までに受け付けた提案のうち、特区又は全国で実施するものを、平成17年2月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定する。 「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)に基づき、引き続き、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集し、寄せられた提案を実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行う。 今後とも、地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に定められた事項を満たす場合には、その数を限定せず、認定する。 導入後概ね1年を経過した規制の特例措置のうち、評価委員会で特段の問題の生じないと判断されたものは、速やかに全国展開を図る。 	<p>方針⁴⁽²⁾</p> <p>方針⁴⁽²⁾</p> <p>方針⁴⁽²⁾</p> <p>方針⁴⁽²⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「構造改革特区の第6次提案に対する政府の対応方針」を平成17年2月9日に構造改革特別区域推進本部にて決定 同対応方針別表1に掲げられた規制の特例措置については、構造改革特別区域基本方針(平成17年4月22日閣議決定)別表1に反映 これまでに、8回にわたり提案募集を実施。寄せられた提案について検討の結果、206件を特区、341件を全国で実現 これまでに地方公共団体から申請のあった構造改革特別区域計画については、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)3.に定める認定の基準を満たす場合、すべて認定 これまでに、全国展開すべきとの評価意見を評価委員会が提出した64の規制の特例措置について、構造改革特別区域推進本部で全国展開を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度においても、「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)に基づき、特区において講ずべき規制の特例措置について、地方公共団体及び民間事業者等から提案募集。寄せられた提案については、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討 今後とも、「構造改革特別区域基本方針」に基づき、地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画については、同方針3.に定める事項を満たす場合には、その数を限定せずに認定 平成18年度においても、評価委員会において、年2回、特区において講じられた規制の特例措置の評価を行うこととし、構造改革特別区域推進本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区又は全国での新たな規制改革の実施について決定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・特区提案を実現できなかった案件についての構造的な要因等の問題点を明らかにした総点検結果を受けた取組等を行う。 	方針 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月31日に「構造改革特区に関する有識者会議」を設置。同会議において、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から18の「重点検討項目」を選定し検討 ・検討の結果、同年9月30日に取りまとめられた有識者会議の意見を踏まえ、同年10月21日に「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」を構造改革特別区域推進本部で決定。これにより全国で7項目、特区で2項目の規制改革を実現 	

Ⅷ 政策評価の改善・充実

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>[推進官庁] ・総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。 ・政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。 ・政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。 ・政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の予算要求等政策に反映させるとともに、複数府省に関係する政策についての府省横断的な検証に積極的に取り組むなど、政府全体としての政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進を図る。 ・政策評価に関する情報の公表を徹底し、外部からの検証可能性を確保するなど、国民に対する説明責任の徹底を図る。 ・政策評価担当組織相互間の連携を密にし、政策評価を担当する人材の養成、政策評価部門における民間専門家の採用などによる要員の確保を図るとともに、政策評価に関する所在情報の整備、評価手法の調査研究の推進等を図る。 	<p>重要⁸</p> <p>重要⁸</p> <p>重要⁸</p> <p>方針³⁽⁴⁾</p> <p>方針³⁽⁴⁾</p> <p>大綱¹⁻³⁽¹⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、政府全体の政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、毎年6月に国会に提出するとともに公表(政府全体として、毎年約1万件の政策評価を実施) ・各府省における政策評価の実施・公表時期の早期化や評価結果の予算要求等への反映状況の取りまとめ・公表など、政策評価結果の予算要求等政策への適切な反映を推進 ・財務省主計局は、予算編成に当たり、各府省が行った政策評価の結果を活用して、予算の重点化・効率化等に努力 ・総務省行政管理局は、機構・定員の審査に当たり、各府省が行った政策評価の結果の活用に努力 ・政策評価担当組織相互の連携を密にするため、政策評価各府省連絡会議等を開催して、情報交換等を行い、政策評価の質の向上を推進 ・「政策評価フォーラム」の開催等、政策評価に関する広報を積極的に展開 ・政策評価を担当する人材の養成に資するよう、平成13年度から17年度までに、各府省の職員等を対象とした「政策評価に関する統一研修」(中央研修14回、地方研修79回)を実施 ・総務省行政評価局を始めとする政策評価部門において、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用して民間専門家を採用 ・政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の整備を進めるとともに、政策評価制度に関する国民からの問い合わせに対応するために「政策評価情報の所在案内窓口」を平成14年8月に総務省行政評価局及び全国の都道府県にある管区行政評価局・行政評価事務所等に設置 ・政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用促進のため、各府省共通のデータベースの供用を開始 ・「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」(平成16年度)、「諸外国における業績目標の達成度の把握に関する調査研究」(平成17年度)など評価手法等に関する調査研究を実施し、その結果を各府省に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、政策評価の改善・充実に向けて必要な取組を推進 ・改定後の「政策評価に関する基本方針」に基づく各府省の政策評価の実施を促進
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の施行から3年を経過することから、施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる。 	<p>方針³⁽⁴⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価・独立行政法人評価委員会の答申を受け、平成17年12月16日に「政策評価に関する基本方針」の改定を閣議決定し、平成17年12月16日に「政策評価の実施に関するガイドライン」を策定、これらに基づき、各府省において基本計画の見直し、実施計画の策定等を実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら、できる限り早期に成案を 	<p>大綱¹⁻³⁽²⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年6月22日に行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)が成立。平成14年4月1日に施行 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>得て、所要の法律案を次期通常国会に提出する。</p> <hr/> <p>・「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に決定し、公表する。これに沿って、各府省において政策評価に関する実施要領を速やかに策定、公表し、全政府的に政策評価を着実に実施する。</p>	<p>大綱 1-3(1)</p>	<p>・平成14年3月15日に行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成14年政令第49号)を閣議決定</p> <p>・平成13年12月28日に「政策評価に関する基本方針」を閣議決定</p> <hr/> <p>・平成13年1月15日に「政策評価に関する標準的ガイドライン」を政策評価各府省連絡会議において決定。これに沿って、平成13年7月末までにすべての府省が「政策評価に関する実施要領」を策定し、公表</p>	

Ⅸ 公益法人制度改革

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 公益法人制度の抜本的改革 [推進官庁] ・内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人制度改革については、16年行革方針において具体化された「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、制度上の枠組みを設計し、法案を平成18年通常国会に提出する。 新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。 現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設。また、主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。 	重要 ⁹ 重要 ⁹ 方針 ⁷ 別紙3	<ul style="list-style-type: none"> 民法の定める公益法人に関する制度(主務官庁が自由裁量により、公益法人の設立許可等を行う制度)を抜本的に改め、法人格の取得と公益性の判断を分離した新たな制度を創設するため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を平成18年通常国会(第164回)に提出 	<ul style="list-style-type: none"> 左記法案成立後、その施行に向けた準備
2 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革 [推進官庁] ・内閣官房 (1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国又は独立行政法人への事務移管等所要の措置を講じ、これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。 	大綱 ¹⁻⁵⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革大綱」に基づき、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下区において「実施計画」という)を閣議決定 委託等に係る事務・事業について、「実施計画」において措置を講ずることとしたもの86制度(うち「実施計画」において措置を講ずることとしたもの83制度、平成16年度中に新たに措置を講ずることとしたもの3制度)のうち、83制度が必要な措置を講じたものとして措置済(全体の96.5%) 推薦等に係る事務・事業について、107制度のうち、91制度が必要な措置を講じたものとして措置済(全体の85.0%) 	
(2) 財政負担の縮減・合理化	<ul style="list-style-type: none"> 国からの公益法人への補助金等については、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進める。 	大綱 ¹⁻⁵⁽²⁾	<ul style="list-style-type: none"> 「実施計画」において「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」を講ずることとし、「実施計画」の対象事項に対する措置について、353件(うち「実施計画」で措置を講ずることとしたもの332件、平成15年度決算において新たに措置を講ずることとしたもの17件、平成14年度決算以前において対象となり未措置であったもの4件)のうち、すべての事項について必要な措置が講じられているものは309件(全体の87.5%) また、公益法人向けの補助金等全般に対する措置について、対象となる全902法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は743法人(全体の82.4%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人に対する補助金等の支出の適正化について 	大綱 ¹⁻⁵⁽²⁾	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革大綱」に基づき、平成14年3月29日に「実施計画」 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>は、補助金等を他の法人等の第三者に分配・交付するもの、補助金等が法人の年間収入の大部分を占めるもの及び役員報酬に対する国の助成を行っているものについて必要な措置を講じる。</p>		<p>を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 補助金等の見直しについて、353件(うち「実施計画」において措置を講ずることとしたもの332件、平成15年度決算において新たに措置を講ずることとしたもの17件、平成14年度決算以前において対象となり未措置であったもの4件)のうち、253件が必要な措置を講じたものとして措置済(全体から例外事項(71件)を除いた89.7%) </p>	
(3) 措置期限	<ul style="list-style-type: none"> 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定し、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行する。 	大綱 1-5(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革大綱」に基づき、行政改革推進事務局が中心となって関係府省と必要な検討・調整を行い、平成14年3月29日に「実施計画」を閣議決定 「実施計画」に基づき、各府省において実施。また、内閣官房は、必要に応じて調整の任に当たり、総務省は、関係府省の協力を得て、「実施計画」のフォローアップを行っているところ 	
3 経過措置等 〔推進官庁 ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> 改革が実行されるまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。 役員報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。 経営情報の公開については、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、公益法人会計基準の改善策の検討を行う。 	大綱 1-5(3)	<ul style="list-style-type: none"> 各所管官庁において左記基準の徹底を指導 左記基準の遵守状況等を内容とする「公益法人に関する年次報告」を平成17年8月5日に公表 平成13年2月、少なくとも3年に1回の立入検査を実施すること等を内容とする指導監督体制の充実強化についての関係省庁申合せを行い、平成17年6月20日には平成16年度の国所管法人の立入検査の実施状況を公表 平成13年12月の「公務員制度改革大綱」の閣議決定において、補助金等を受ける等の公益法人については、役員報酬規程・退職金規程を定め、公開すること、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員報酬・退職金が国家公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することを盛り込み 上記閣議決定を踏まえ、平成14年3月に具体的取組事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、平成16年度の推進状況については「平成17年度公益法人に関する年次報告」において公表 ＜委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開＞ 平成13年8月のインターネットの活用によるディスクロージャーの充実についての政府申合せを踏まえ、法人の業務・財務資料をインターネットで公開 平成14年3月の「実施計画」を踏まえ、事務・事業の委託や補助金等の交付に際しては、行政と法人の双方に対し、徹底的かつ効果的なディスクロージャーの措置 ＜外部からの業績評価＞ 平成13年2月の指導監督の充実強化の関係省庁申合せに基づき、一定規模以上の法人への外部監査を要請 ＜公益法人会計基準の検討＞ 「公益法人会計基準検討会」の報告書を踏まえ、平成16年10 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各所管官庁において立入検査の着実な実施等を通じて指導監督を徹底 左記基準の実施状況等について毎年度の「公益法人に関する年次報告」で公表 引き続き各所管官庁において「公務員制度改革大綱」及び「公務員制度改革大綱に基づく措置について」に沿った措置が講じられるよう指導監督を徹底 上記の取組状況等について毎年度の「公益法人に関する年次報告」で公表 ＜委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開＞ 引き続き各所管官庁において左記閣議決定、関係省庁申合せの取組を着実に実施 平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>月、企業会計手法の大幅な導入、受託責任の明確化等を内容とする新公益法人会計基準を、また、平成17年3月には細目的事項等について関係省庁で申合せたところ。さらに、平成17年8月には、これらに伴い必要となる指導監督基準の運用指針の改正を行ったところ</p>	
<p>4 地方公益法人に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進官庁 ・ 総務省 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行う。 	<p>大綱 1-5(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを実施